

第十三回
会

参議院法務・労働連合委員会会議録第二号

(七八八)

昭和二十七年五月三十一日(土曜日)午
前十時二十五分開会

出席者は左の通り。

法務委員

委員

理事

小野 義夫君
宮城タマヨ君
伊藤 修君
一松 定吉君

委員

左藤 義詮君
玉柳 實君
長谷山行毅君
岡部 常君
内村 清次君
吉田 法晴君
羽仁 五郎君

労働委員

委員長

理事

中村 正雄君
安井 謙君
波多野林一君
村尾 重雄君

委員

上原 正吉君
九鬼紋十郎君
一松 政二君
菊川 幸夫君
堀木 鐵三君
堀 眞琴君

国務大臣

法務総裁

政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君
刑政長官 清原 邦一君

法務府検務局長 岡原 昌男君

法務府特別
審査局長 吉河 光貞君

法務府特別
審査局長 關 之君

法務府特別
審査局長 吉橋 敏雄君

事務局側

常任委員 西村 高兄君
常任委員 堀 眞道君

常任委員 堀 眞道君

本日の会議に付した事件

○破壊活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)

○公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○公安審査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小野義夫君) 只今より法務・労働連合委員会を開きます。

昨日に引き続き破壊活動防止法案は、関係二案につきまして質疑を行います。先ず村尾重雄君に発言を許します。

○村尾重雄君 坐つたまま御了解願つておきます。私は労働組合の日常の活動の面から、労働組合の団体活動と、その破壊活動即ち暴力主義的破壊活動との意味において、又その関連に關してお尋ねしたいと、こう思うのであります。御承知のように、この法案が立案され、国会に上程されて、これが国民階層に与えるショックというのは甚大なものであるであります。

なにかんずく、わけても労働組合に与える影響というものは非常にきつたものであります。そこで表面的になつた形で、第一波ストとなり、又より規模の大きい第二波ストとなり、なほ一層大きな、なほ又犠牲を覚悟の上で第三波ストが決行されようとしておるのであります。そこで政府は、この問題について対策を練られて、提案に先立つて第二章の規制基準において、第二条で労働組合の正当な活動を制限し、又不当に組合の活動に介入するものでないという条件を加えた上に、なお更に言葉をすづけて、いろいろと組合を対象として本案をばつたものでないといふことをたびたび聲明されておられるのは、よく皆さん御承知の通りであります。ところが政府の意図と反して、衆議院並びに参議院における委員会を通して、この法案の審議を通して、組合側に与える法案の疑義というものの、恐怖というものはますます増大しておるのであります。そこで私は手えられた時間内において、労働組合の日常の活動の面において、こうした点においてどうだといふことをば一つお尋ねしまして、簡潔でよろしくございまして、当局の明快な答弁を得たいと、こう思うのであります。

先ず最初に、組合の団体としての活動と、団体員の活動の限度の分野の問題であります。が、団体の活動は、その執行部において決定された事項及び運動方針によつて活動したものであります。従つてそれらの規定及び運動方針以外の行動は団体の責任でないといふことなんでしょう。言換へますと、少し具体的に申上げますと、労働組合の最高機関は大会であり、又その大会に代るべき機関、そこで決定を見なかつた事項は団体の責任と考えなくていいかといふことなんでしょう。この点一つ……

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。組合の大会及び執行部が組合という団体の意思決定機関でありまして、それ以外には意思決定をする方法がないという建前になつておる場合におきましては当然であります。

○村尾重雄君 それじゃ具体的にもう少し掘り下げますが、それなら労働組合、団体としての責任はその構成分子の如何なる行動においても責任はないと解してよろしいございませうね。

○政府委員(吉河光貞君) 団体の意思決定に基かない構成員の行動は団体の活動とは認められないものと解しておきます。

○村尾重雄君 そこで、では私は列挙的に申上げて答弁を得たいと思つておるが、暴力主義的団体の、例えばフラクが組合の一部に侵入いたします。そのフラク活動において今後いろいろ問題が起るといふことは想像しなればならぬのであります。が、そういうもの責任というものは一切ないと解していいと思つておるものでありますが、それによろしいかといふことが一つ。

○政府委員(吉河光貞君) 大衆団体の内部に他に団体のフラク又はグループのような組織が結成されて、それが活動する場合におきましては、大衆団体それ自体とは関係がないものと解釈しております。

○村尾重雄君 御承知のように組合の単個々々の性格において、一つの単個の組合もあり、それが連合体、同盟体を持つておるものもあります。又支部、分会等を全国に持つておるものもあるものであります。が、それらの個々の責任というものは、分会及び支部、この連合体のそれらの組織、分散された組織、その組織だけの責任として解していいわけですね。

○政府委員(吉河光貞君) 大体御質問の通りでございます。支部が単独に意思決定をいたしまして活動する場合に、その支部の責任と考えております。

○村尾重雄君 それからもう一点お尋ねしたいのは、これからいろいろ問題が随分起るだらうと思つてお尋ねしたいのであります。が、私のこれは杞憂に過ぎないと思つておるが、一つの行政処分なり司法処分を受けた分子が、行政処分を受けた団体の構成分子がその工場を追われ、その団体を追われて他の工場に就職し、その労働組合の役員又は構成員となつた場合に、そうした行政処分なり、司法処分を受けた関係の分子が一つの他の工場、他の組織に入つて参つた場合に、それらのものが労働組合内部にいて、それらのものが労働組合の、別な労働組合の中に入つて、こういふと、例えば調査官なり、又今後この法案を理由として、それらの労働組を特に干渉し、又干渉がましいことを行う

というような不当な行為というものは、今後大いに生まれて来ると思うのですが、そういうような点は如何であります。

○政府委員(吉河光貞君) 解散の指定を受けた団体の役職員、又は構成員は団体のためにする活動を禁止されておるのであります。併しながらこの団体の活動とは全然離れまして、他の団体において、別個な他の団体におきまして、活動をされたいということは別に違て、活動はありません。

○村尾雄雄君 私の伺つておるのは、そうでなくして、そのためにその人が就職した工場の労組又は団体が特に不当な圧迫を受けるようなことはあり得ない、と解してよろしいですね。

○政府委員(吉河光貞君) その構成員が他の団体に入りまして、本来規制を受けた団体のためにする行動をしておるという疑いがない以上は干渉がまゝ、いいことはいたしません。

○村屋重雄君　これは答弁はよろしいが、これは非常にこれを理由としての他の労働組合に対する私は今後干渉ということは大いに起り得ることだと思ふので、こういう点は十分に御注意を煩わさなければならんと思うのであります。進みますが、次に私は三十年度の「政治上の主義若しくは施策を推進し」、「云々のこの範圍を大体どの程度におかれておるかという点について私は少しお尋ねしたいのであります。私は今日は労働組合の経済活動がどうか、又政治活動がどうかという問題については他の議員に譲つて、これは触れずして、具体的な問題に特に触れたと、こう思うのであります。たび／＼これは衆議院においても述べられた

とだと思ひますが、労働組合の日常闘争ということは、単にあなた方がよくお考えになり、述べられておるように、ただ日常の労働条件改善のみに制約されるものではないのであり

ます。やはり労働組合はその社会的地位の向上なり、労働組合員の文化向上、教育ということも、これは重要な部門に入つておるのであります。それと労働組合の経済活動の向上ということとは、やはり中央政治においても、又地方政治においても政治闘争とは裏と表の紙一重の關係を持つておるのであ

ります。これは多分御承知になつておることと思いますが、そういう場合に私の疑問に思ふことは、單に政治上の主義だとか、施策だとかということに對して、どうこうという論を進めるだけではなくして、具体的に中央政治、これと對峙して地方政治に對する問題であります。中央の政治問題に論及してゐるの／＼な議論は伺つておるのであ

りまするが、例えば地方自治体に対する労組の政治闘争であります。これは避けられない一つなのでありまするが、例えば税金闘争においてもそうでありますし、又警察権というものを地方自治体が持つておる以上、それとの関連で地方自治体との労組の闘争というものは今後大きく展開されるのであります。そういう場合に、勿論この法の含んでおるところの要素を含まない以上はこの対象にならないとおつしやるかも知れませんが、地方自治体に対する各労組の今後、又今までなされておる、なお今後も激烈となると思うのでありまするが、闘争というようなことは、この法の第三十八条の条項というやうなものに関連かないものかどう

か、お伺いしたいと思います。

○政府委員(關之若) お答えいたします。す。この「政治上の主義若しくは施策を推進し、」というこの言葉であります。が、これは国家並びに地方公共団体の問題とも関連して解釈するべきものであると考えておるわけであります。

○村尾重雄君　そこで私はもう一度この問題でお伺いしたいのは、この労働組合の教育活動の面であります、というのは、たびたび本委員会でも問題になり、又公聴会でも問題になった問題、は学問の自由ということであります。

これは例えば革命史の内容に論及されようと、又その革命の達成が暴力をばやうと、これは学術という点において、学問の自由を尊重するという点において、これは論はないと思います。しばしば疑義を挟むような論議もなおあるように伺つておりますが、大学であるとか、又公けの教育機関において

こういふことがかなり進んだこと、かなり危険だと思われ、ことの論及があつた。又それらの公立学校、国立学校等の学徒の研究グループの研究題目となつても、これは問題がないと思ひます。ところが労働組合の教育機関というものは労働学校を持つておるところでもあります。ところが多くは職場の片隅で、而も昼の仕事を外れて夜の薄暗くなつてから、僅かな一つの電燈を頼りに十人、二十人のグループが集まつてそこで研究が行われるのであります。これは日常毎日行われることであります。そして又環境だけでなく、生きて、そこで取扱われる問題がやはり生きた学問であります。即ち歴史にも及びましよう。社会科学にも及びましよう。

うし、そこで取扱う問題は、非常に今までの論争から聞いておつて、或いはかかるのじやないかというような疑義があるような問題が研究され、又お話になつておるのであります。若しこう

いうものが、例えばこの施策なりに若しかかるとするならば、今後の労働組合の唯一の教育機関として、又は教育ということを主眼においておる教育活動というものが非常に大きな障碍を来たすと思うのであります。そこで私はこの際明確にお尋ねしておきたいことは、そういう機関があり、そういう

ことが日常なされておるといふことを立案者なり、今後この法に關係する人が十分御承知になつておるかどうか。それともう一つは、單に理論上の問題でなくして、戰術上のあらゆる方法もそこで研究されるのであります。それは單にあなた方がこの法案に包含されておるところの内乱であるとか、騷擾であるとか、そういう政治上の目的を

合の闘争方法としてのいろ／＼な戦術も、やはり数人の間においてこれが行われるのであります。そうしてどうしても調査官なり、いわゆる末端のかたがたとの摩擦というものは非常に多くなると思うのであります。こういうような点はどう御解釈になつておるか。ちよつと私伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 組合が組合員の教育をするために労働学校を作られたり、或いは只今御質問のような職場の片隅で寸暇を利用して教育活動とされるということは、お話としていろいろな指導者のかた／＼からも聞いております。併し教育活動は本条に触れる

ものではない」と考えておるが、決してあつた。労働組合等におきまして、たまたま革命史をテキストとして教育されましても、それは本条に触れるものではないと考えております。

○村屋重雄君 只今の答弁、そういう御答弁をそのまま取つておつて間違ひが起らないと解されるかどうかと思うのです。というのは、実際に末端の調査官が、それ／＼今後いろいろなもの、が仕事をする上において、工場内部における実際上のそうした教育活動なり、或いは研究機関なりに對して干渉

といふことは、相当我々は眞剣に考えなければならぬと思うので、これはこの法の立案又は施行を考えられるかたがたに對しても十分これは考慮を煩わさなければならぬ問題だと思ひます。只今の答弁通り、そういう労働組合の教育活動というものは、決してこの法の対象にならないものだといふ立場から、教育目的だけの機関であるならば、我々はいふ所とて、

うものが議題となり、どういう問題を相談してもかまわないと解して進みたいと思いますが、御異議ございません。次に私は時間に関係があるので例挙的に事項を申上げて、それに対して一度に御答弁願つて結構だと思ひます。それは次のような場合、第三条二のり号及びヌ号の規定の対象となりますかどうかということですが、そのほかの条文が当嵌まる関係があるかも知れませんが、その点は当嵌まれば当嵌まると教えて頂きたいと思うのであります。先づ一つ、デモやストのときに警官隊と揉み合うということは、如何なる場合におきましても想像できるのであります。こういう場合、これ

念け一項の一号のどこにも當らないのであります。又第二問の世界勞連の運動などを報道することがどうか、これも第三条のいずこにも當らないと思います。又次に第三問の、外国における日本の各種の報道に對する批判を詳細に報道することはどうか、これもいづれにも當らないと思ふのであります。又第四のお尋ねの共產主義國における各國の動きを詳細に報道することが如何かというような点でありますが、これもいづれにも當らないと思ふのであります。又第五問の官公吏の収賄事件を特に大きく取上げること、これはどうか、これも勿論いづれにも當らないと思ふのであります。

○村尾靈藏君　現在私の挙げました簡条についての御答弁そのままと我々付解しておきます。そこでこうした問題

についての今後の影響というものが非常に重要だということをば十分解して頂きたい、こう思うのであります。そこで私がもう一点、二点お尋ねしたいのは、たび／＼本委員会で問題となりました職権濫用の問題であります。これは私は刑罰規定を設けよとか、それから又特別に刑罰規定をきつくかけよと思つて申上げたものではありません。私はここでたび／＼申上げたのは、私は簡潔にお伺いしたのであります。が、それは何が恐ろしいといつても、法案それ自体に對する我々の恐怖なり、今後の法案の運用を思うときに、これを末端で濫用する人の意思というのが非常に恐ろしいと、こう思うのであります。そこでこの濫用に對してどうこれを取締られ、どうこれを濫用を防ぐとする意思なのであります。昨日も伺つておりますと、刑法第

百九十三条とかの刑罰でありますといふような簡単な御答弁だつたのであります。私はその刑罰が処分であるとか、又それにもう一つ特別規定があるとか、そういうきつものを作れとかいふことではないのです。職権濫用をしたものに対して、それを十分濫用しないようにして、又濫用した者をどう取上げて行くかといふことなんです。これは日本の過去の歴史を御覧になれば明白なんです。私はその点では何か統計がないかと思つて調べたんです。昭和六年から昭和十五年までの十年の間に、この職権濫用で第一審の有罪となつた者が僅かに四十九名なんです。いわゆる十年間で職権濫用で起訴され、第一審で有罪になつたものが僅かに十年間で四十九名なんです。この昭和六年から十五年の間といふものはこれは官憲万能時代と申します。官憲の非常な勢力を持つたこれは時代なんです。その間に職権濫用といふものがどれだけあつたかといふことはもうこれは相当ある。而もそれが僅かに有罪となつた者が四十九名という状態なんです。この点から言つても、私は職権濫用が行われ、それに対してきつた刑罰をば科して特別規定を置くといふようなことをなさつても、実際にそれをやられるところの方法といふものを考慮しなければ何ら効果はない、こう思ふのであります。私は決算委員会を暫らく動めたことがありますが、あの決算委員会の決算の審議を通して我々は見て、あれほど国民に対して大きな罪を行つた官吏が僅かに罰及び少しばかりの減俸ぐらいの程度で済まされて、官吏の処罰令といふものは非常に多い

です。そういうような点から考へて、どんなにきつた刑罰に対する刑罰をば規定されてあつても、実際にあなた方が今後仲間のこの濫用に對して、それほど嚴重に行われたことも何らなく、ただそういうことをなさないやうにやりますといふことだけでは信用を置けないのです。こういう濫用に對して一層の取締方法として何ら特別にお考へになることはないか、これをお伺ひしたいのです。

○政府委員(吉河光貞君) お答へいたします。末端の調査官が濫用する点につきまして、どのような方法を以てこれを防止する用意があるかの御質問でありまして、私ももといたしましては、先般來御答へいたしております通り、この法案の運用につきましては職務規範を作り、そして職員が守らなければならぬ規則を確立したい。それを徹底したい。第二点は職員の研修をいたしまして、十分なる識見を養わしたい。第三点といたしましては、公安調査庁内部に監察制度を設けまして、職員の行動につきまして十分なる監察を進めて行きたい。第四段といたしましては、公安調査官の監督と責任を明らかにしたい。個々の公安調査官が如何なる調査活動をしてゐるかといふことにつきまして、その内容を把握いたしまして、十分にこれを監督するといふような方法で行きたいと考へておる次第であります。更に法務府内部の人権擁護當局とも連絡いたしまして、十分に外からも御監視して頂きたい。やうなことを方法を以ちまして、でき得る限り濫用防止に努めたいと考へておる次第であります。

○村尾重雄君 なお私は今局長の御答

弁にあつたのであります。この問題は非常に重要であります。単に今お考へあつた末端の人々の濫用を實めていふといふことではなくて、私の言ふのは末端も勿論であります。中央でこの取締りに関係する人々の濫用をおもひ一層私は危懼を持つのであります。而して私はそういうような点について法務総裁にお考へ方を伺ひたい。こう思ふのであります。

○国務大臣(木村篤太郎君) 末端の点とから、これを支配し監督すべき行政の点であります。これは御尤もな点と考へております。法の運用は必ずしも人にあるのであります。運用すべき人がしつかりした信念を持つ、国民の基本的人権を維持しなければならぬといふやうな考へ方を持たなければならぬのであります。いづれこの法案が成立いたしますと、公安調査庁なるものができますので、その人的配置の点について極めてそれらに適當なる人を我々は選抜いたしたい、こう考へております。

○村尾重雄君 最後に法務総裁のお考へを伺つて私は質問を終りたいと思ふのであります。この法案が共産党の極左暴力主義的活動をば防ごうとしたものであるといふことは間違いないものと思ふのであります。そこで我々も極左的な暴力主義的活動、行動といふものに對しては反對いたすものであります。我々は極力こうしたものを、是正しなければならぬと常に考へ、又こうした活動、行動に對しては徹底的に職を注意をいたしておるのであります。ところがこの破防法を連想いたしますと、我々は身にしみて感じることは、治安維持法を思い出すことな

であります。これは私は當時たしか三

大憲法案と言われた維持法案が国会に上提されたのは第五十議會と思ひますが、その五十議會で若槻総理がこう説明されておるのであります。簡単にそれが重要でありますので申し上げますが、「世間には、この法律案が労働運動を禁止するためにできている様に誤解している者があつてゐます。この法律が制定されますと、労働者が労働運動をするについて何らかの拘束を受ける」と言ふ様に信じてゐる者があつてゐる。かくの如きは甚だしい誤解であります。労働者が自己の地位を向上せしめるために労働運動をする事は何ら差支えないのみならず、私も今何ら拘束を加へると言ふ考へを持たないのであります。只この問題は前に申し上げた如く、無政府主義共産主義を實行しようとしてはいけぬといふ取締法であります。労働者にして無政府主義を唱ふるに非ず、共産主義を唱ふるに非ざれば彼等が労働運動をする上に於て、この法律案は何の拘束を与へるものではないのであります。この事は世間に誤解がある様でありますから、この際これを述べて、本案の趣旨を明瞭に致しておきたいと思ひます。」と、こうおつしやつておられるのであります。ところが労働運動の真正法案として今日残つておると言われているこの治安維持法といふものは、その後どういふ影響を与へたかといふことは私から今日申上げるまでもないと思ひます。たび／＼衆議院においても述べられたことだと思ひます。ただ私は、これと同じやうなことを木村法務総裁もたび／＼お述べになつたように私は聞いておるのであります。そこで私は新

たに特に御意見を伺ひたいと思ひます。ことは、この法案が下度可決されましたその年に、やはり労働争議調停法といふものが、大正十五年のやはりこの五十議會、五十一議會になりました。か、これ又通過をいたしてあります。この争議調停法に基いて全国の各府県に、大阪のような大府県には二名の調停官でありまして、ほかの府県には一名の調停官が派せられて、その調停官といふものは大體檢察官が兼任したものがあつた。内務卿の人が多かつたのであります。これらの方がその府県の警察官と協議し合つて労働争議に對処する。それから統計上労働争議の率といふものは、かなり短時間で争議が起らずに円満に解決してゐる状況があるものであります。併し警察官が資本家と交渉し、又警察官が労働組合及び争議団、當時は労働組合はあらずして争議団といふものが多く存在してありますが、その争議団と交渉して、そして警察官が干渉して、争議が起る前に、起つてからも強制調停の形式で問題が進められておつたのであります。ところがこれがうまく行つた。その理由の大半といふものは、實際労働組合には治安維持法が實際はさう過度に適用されなかつたのであります。この治安維持法が存在するといふことが一つの大きな圧迫となり、圧迫となつたといふことはこれは間違いないのであります。これがだん／＼昭和十年となり、十二年となつて、當時の事態を御連想を願つてもおわかりのやうに、治安維持法といふものが労働組合に急速に襲いかかつて参つたのであります。當時ストライキ禁止法案といふやうな法律はありま

せん。ありませんが、併しストライキ

せん。ありませんが、併しストライキ

せん。ありませんが、併しストライキ

せん。ありませんが、併しストライキ

せん。ありませんが、併しストライキ

が起るといふ徴候があつた場合、又ストライキが起つた場合には、すぐその首謀者なり、その主力の幹部はすぐ治安維持法によつてお前は赤だ、お前は非国民だといふ名称ですぐこの対象として拉致されたのであります。その数といふものを私今日申上げておる時間を持ちませんが、この治安維持法が如何に、昭和十年から戦争末期までのこの治安維持法の体験を受けたものにとつては、生涯忘れられない問題なんでありまして、そこで私は法務総裁に明確なお考えを伺つておきたいといふのは、只今申上げたように、治安維持法、国会に上提に際しての若槻氏の説明があつたように、これは労働組合には何ら干渉するものではない、こうたびたびはつきりおつしやつておられるが、事実この立案者の意思とは反して、その後その法を律するところの人たちは客観的に法文を、これを適用して、濫用して、いわゆる労働運動の弾圧となり、その結果があの戦争の起る原因となり、日本の遂に今日の状態となつた大きな要素といふものは、やはり含まれておると思ふのであります。そこで私はこの法案の立案者としての木村さんが、我々は立案意思といふものはどうである。特に労働組合の抵抗がきつから、最初の提案に際して第二条に、不当に労働組合運動は制約するものではない。又正当な労働組合運動はこれを制約し、なお又介入するものではないと謳われたい、これに對してのあなたの考え方といふものをば、労働組合の了解するようにお話になつておられますが、あなたの意思と反してこの法案の審議がだん／＼深くな

ば深くなるほど、今日の労働組合といふものはこの法案に對する疑義といふものは非常に深く持つておる。深く持つておるだけではなくして、この法案が成立して後における労働組合の運営に當つては、相当な決意を以て今後の労働組合運動の運営に當らなければならぬといふ覚悟を今日いたしておるわけなんでありまして、そういうことはなお一層我々の杞憂であるかといふことについて、この際法務総裁にお考えを伺つて私の質問を終わりたいと思ふのであります。○國務大臣(木村篤太郎君) 過去の治安維持法において如何に国民が困惑したかといふことについて、なま／＼しい事実は私も承知をいたしておるのであります。さうな状態を経て今日のこの法案を立案するに當りましては十分考へをいたしたのであります。御承知の通り、治安維持法は人の思想の自由にまで立入るのです。これは法案の根本の濫用される基盤になつておると私は考へております。そこでこの破壊活動防止法案におきましては、一切さうな点に触れては相成らん。いわゆる個人の基本的な人権は十分尊重するといふ建前におきまして先ず規制すべき団体の活動の域を極めて小範圍に限定した。即ち明白に刑法に規定されております児童犯罪に先ず限定いたしましたのであります。これが第一点であります。それから治安維持法におきましては、御承知の通り結社を組織すること加入すること、これ又犯罪を構成すること、さうな建前をとつておるのであります。さうなことは憲法の基本的な人権を侵害することとはよりであります。から、本法案においてはさうな点については一切触れておりません。何如

なる団体を組織しようとも、又如何なる団体に加入しようとも、それは本法案の関知するところではありせん。それから御承知の通り、治安維持法におきましては、その法案の運用手続過程におきまして重大なる点があります。それは御承知の通り、保護検束、それから予防拘禁といふ制度をとつております。これが廃止されたのであります。本法案におきましては、さうな点については一切触れておりません。ただ、現下の情勢に鑑みまして、兇悪なる、いわゆる国家の基本秩序を破壊するやうな破壊活動を目的とする団体を規制し、又これに必要な刑罰法規を補整しようといふに過ぎないのであります。おおよそ法案の立て方におきましては、治安維持法とは全然その本質を異にしておるものであります。併しながらいふ／＼この法案の運用について危惧される向きもありませんので、運用につきましては我々は細心の注意を払いまして、万遺憾のないようにいたしたいと考へております。更に申上げたいのは、この労働組合運動、この点につきましては、我々は一切この法案において規制しようといふやうな考へは毛頭もないといふことを私は断言いたします。我々は今後の日本発展におきまして、労働者の担われておるこの勢いといふものは十分に尊重しなければならぬ、労働組合の発展向上については我々は何を措いてもそれを希望してあります。その途上におきまして、労働組合運動を阻止したり、或いは労働組合運動に迷惑をかけるといふやうな気持は毛頭もないのであります。ただ、兇悪なる破壊活動をしやうといふ団体を規制して行きたいと

いう、その信念の下にこの法案を作成したのであります。○委員長(小野義夫君) 次は中村正雄君。○中村正雄君 一応今まで議題となつております法案につきましては、各委員から一般の問題或いは政治的な問題につきましては殆んど議論されておりますので、私は一般問題につきましては、憲法との関係で一点だけお聞きいたします。あとは労働委員長といたしまして、労働組合がやらなければならぬ労働運動、又やるであらうと考えられます政治運動を基礎にいたしまして、本法案との限界点につきまして具体的な事実について質問をいたしたいと思ひます。できるだけ各委員が今まで質問され、政府から答弁されました点と重複を避けたらと思ひまして、できるだけ従来の速記録も見ただけでありますけれども、完全に見るだけの時間ありませんので、或る程度重複する点があるかも知れませんが、その点はあらかじめ御了解願ひたいと思ひます。○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。總括的に憲法との関係でお聞きいたしたい第一点は結社の自由の点であります。御承知のように占領下にありますれば、占領軍の命令は日本の法律に優り、憲法に優越するものであります。従つて占領下におきましては、占領政策遂行のために現在の憲法が制約を受けることも占領の性質上これは止むを得ないわけでありまして、ところが占領が解除されまして独立いたしました四月二十八日以後におきましては、今まで制約を受けておりました占領下の制限から解放されまして、日本国憲法が本當の意味において適用されな

ればならない日が参つたわけでありまして、ところが本法案を見ますと、或る場合におきましては、団体に對しまして個人の死刑にも該當するやうな解散という刑罰を以て本法案が作成されております。従つて今の憲法の二十一条に規定されております結社の自由といふ基本的人権はどういう点からか、この制限を受けるのか。勿論旧憲法におきましては、二十九条に結社の自由は謳つておりましたけれども、これは「法律ノ範圍内」といふ制限が附いておるわけでありまして、旧憲法におきましては、法律でいふ／＼制限されることも憲法の當然予想しておつたところであるかも知れませんが、現在の憲法におきましては、憲法の二十一条で結社の自由といふものは保障されております。この結社の自由を制限する本法案がどの点を基礎にされて立案されておるか、この点からお聞きして参りたいと思ひます。○國務大臣(木村篤太郎君) お答えいたします。勿論憲法においては結社の自由は認めておるのであります。我々は如何なる結社をも組織することができるのであります。併しその団体が、結社が、國家の公共の福祉に悖るやうなことをやることといたしますと、それは権利の濫用といふ点からいたしまして見ても、國家においてこれを解散し得るものであらうと我々は考へておるのであります。又従来においても、現在においてもさうな例はあるのであります。○中村正雄君 そういたしますと、日本国憲法の二十一条のこの基本的人権といふものは公益といふ面から制限を受けると、さういふ御答弁だと

思いまするが、そういたしますと、旧憲法の二十九条の法律の範囲内において結社の自由があるということと、日本国憲法二十一条に保障してある結社の自由が公益のために制限を受けるといふことになりましたと、その差異はどこにあるか。言換えれば、法律はたゞ法律が非常に不純なものでありましたようにも、一応法律は公益のために存するといふ推定を受けることは御承知の通りであります。そういたしますれば、政府或いは国会がこの法律は公益のためなりと認定してこしらえるといひますれば、日本国憲法二十一条と旧憲法二十九条とどこにも差異が認められない。こういうことになるわけでありますが、法務総裁として日本国憲法二十一条と帝国憲法二十九条との差異というものをどこにお求めになつておるか、御答弁願いたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) もとより憲法に規定されております結社の自由は認めておるのでありまするが、それが公共の福祉という観点からこれを觸散するといふ、かような建前をとつてそれが法律として国会の御承認を得て公布されます以上は、その法律に基いて当然そういう当該団体は解散し得るものと我々は考えております。

○中村正雄君　私の質問は、日本國憲法二十一条の公共の福祉のために制限を受けるということと、旧憲法二十九条の法律によつて制限を受けるということとがどう違ふか。言換えれば、旧憲法の認めておりました結社の自由という基本的人權と、現在の憲法の認めております結社の自由という基本的人權とはどこに差異があるか。これをせ

聞きしておるわけがあります。

○政府委員(佐藤達夫) 私から補足してお答え申し上げます。御指摘の通りに、明治憲法におきましては、国民の権利、自由を制限する場合に、法律を以てすれば制限できるということになつておるわけであります。その意味は、その法律で如何なる場合に制限するかということはずべてこの立法に委ねられておるわけでありますから、法律で定める場合においては限界というものとは憲法自身には何らなかつたわけでありまして、この今日の憲法におきましては、さような条文はお述べになります通りに全然ございません。ただ公共の福祉による基本的人権の限界というものはあるということになつておるわけであります。従いましてこの個人的国民の基本的人権を制限する場合においては、公共の福祉から来る限界のみにとどまるのであつて、それ以外の制限ということは法律を以てしても許されないという点にはつきり違いがあるわけであります。

○中村正雄君　私のお聞きいたしてお
りますのは、旧憲法の法律の範囲内と
いうその法律も無制限にできるものと
は旧憲法時代でも考えておらなかつた
と思うのです。やはり一定の憲法に規
定いたしております自由を制限する
法律というものは、やはり公共の福祉
のためという少くとも国家目的、国民
目的のやはり推定を受けておると思
うわけです。従つてその点になります
れば、現在の憲法におきましても政府
のお考えのようであるといえます。す
ば、政府はやはりこの制限は公共の福
祉のためであると考えれば法律で自由
にできると、こうなつて来るのであり

まして、お考えの基礎に、理論的には現在の憲法の基本におきましては公共

の福祉という限界があるに對して、旧憲法においては法律を以てすればどんなことでもできると、こうおつしやいますけれども、旧憲法の下におきましても、法律による制限は無制限に許しておるといふふうに旧憲法は解されておつたとは考えられないわけですから。やはり法律で制限する限りにおきます。ましては、やはり何らかの理由がなければ法律では制限できない。その理由は国民全体の福祉、国家全体のためやはり推定を受けるわけでありま

従いまして今おつしやいました言葉の上では差異があるように聞えますけれども、二十一条の結社その他の基本的人権が公共の福祉という名目の下に法律で以て制限され得るといたすすれば、旧憲法のときの基本的人権と何ら差異が認められない。こういう結果となることを恐れるわけなんです。而も国会の承認によるところの法律によつてと言われますけれども、現在のよう
に政党内閣制をとつておりまする日本の国会の状況におきましては、やけに政権を握つてゐるのは国会の多数党

が握つてゐる。従つて政府が、こういう問題は公共の福祉の面から制限しなければいけないと、こういうふうに考へれば、旧憲法と同じように二十一条の基本的人權が侵害されると、こういう危険があることを非常に恐れるわけなんです。その問題につきましては、憲法の理論になりますので、幾ら質問いたしましてもきりがないと思ひますので、そういう点を非常に心配しておるということだけ申上げて、具体的な労働組合運動の面から本法案との

限界点につきまして御質問を進めて見たいと思います。

本法案の第二条でありますが、第二条におきましては、いろいろ問題がありまして、最初の政府の原案にはなかつたけれども、こういう条文を追加されたという経過も知っておりますが、この点につきましては、たび／＼各委員から質問されていると思ひますので、簡単に結論だけ申上げたいと思うわけです。この第二条はやはり訓示的な規定だと、こういうふうに解せられっておりますけれども、併しこういう訓示的な規定がありました場合におきま

を非常に考えるわけですが、それに對しますやはい罰則規定というものも或る程度やえなくちやいけないと思ひわけですが、第二條の違反につきましては、現在のところ行政部内におきましては懲戒処分ということが一応考慮される。それ以外にその濫用が刑法の規定に触れる場合は、やはり刑法の規定を受けるということは当然であります、一応私たち労働組合運動をやつていゝるものに想定されます具體的な事例というものは、仮に組合が集会

をやつてゐる、そういうときにこの破
防法の暴力主義的破壊活動に該当する
ということで解散を命ぜられるといふ
ようなことがありましようし、或いは
団体交渉をやつてゐるときに又この律
律に該当するということもありま
すし、又演説をやつてゐるときに、こ
ういふ点に當るといふようなことが一
応の面においては考えられるわけであ
りますが、そういう場合におきま
しては、一応現在の刑法の百九十三条に
該当すると、こういうふうに今まで答

弁されておるわけなんです。ところがそういう場合におきまして、若しも調査官が進んでこの破防法に該当する犯罪行為の現行犯であるとして調査官が逮捕した場合、こういう職権濫用をやつた場合は、一体どの刑罰の適用を受けるかという点をお尋ねしたいわけなんです。

○政府委員(關之君) お答えいたします。お尋ねの御趣旨の第一点でございますが、組合が或る会議を開いた、或いは団体交渉をした末、引続いて解散の問題が起きるというような点が第一点と拝承いたしました。この法案におきましては、決してさようなことがおきまじうことは考えられないと私どもは思っております。これは第四条と第六条を見て頂きますればわかるのであります。この問題として過去において暴力主義的な破壊活動をした団体、継続して又は反覆して将来同様な活動をなすという虞れがある、かような条件の下にその団体を規制したというところに相成るわけであります。その規制の系統も、第十條以下におきまして、一応疑つて調査庁長官が委員会に請求をいたそうと思ひますならば、十分に委員会に對しまして意見弁解を聞く、ただそれだけでありますして、その事前に団体に對して何らの強制措置はできないのであります。又公安調査官は、後の二十六條以下の規定におきまして、公安調査庁長官、調査官の調査権の範圍を規定しておりますが、それは純粹の任務の調査だけしか権限を持つておらず、いわゆる強制調査権、判事の令状を持つて押収被索し、或いは逮捕するということのような権限は絶対に持つていないのであります。

す。それで調査官に関する限りにおきましては、御心配のような点は全然ないものであると私は考えておるわけでありませう。

○中村正雄君 私のお尋ねしました点と答弁がちよつと違つておると思うわけなんです。私は団体の解散という、団体に対する規制を聞いておるわけじやありません。当該の個人ですね、団体の役員であるか、或いは団体の構成員であるかわかりませんが、個人に對しましては職権濫用をやつたといふ調査官につきましては刑罰の適用をお聞きしてゐるわけなんです。従いましては調査官は現在のこの法律を見ますれば逮捕することのできないのは当然わかつております。併し現行犯でありますれば、刑罰を規定されておられます事犯を惹き起した現行犯であれば誰しも逮捕できるわけなんです。従つて調査官もやはり一般の自然人であることに変わりないわけでありませうから、従つて濫用の場合におきましては、現行犯を逮捕することに法文で規定されております犯罪なりとして逮捕したような職権濫用をやつた場合に、その調査官の職務違反という刑罰は百九十三条になるとちよつとおかしいと思ふわけですけれども、百九十四条、百九十五条という関係が考えられると思ひますが、その点は如何ですか、こういう点をお聞きしてゐるわけなんです。

○政府委員(吉河光貞君) お答え申し上げます。現行犯につきましては、御承知の通り刑事訴訟法に、現行犯は常人もこれを逮捕することができ建前になつてゐるのであります。従いまして公安調査官といへども明確に現行犯である

場合におきましては、これを逮捕できるものと考へてゐるわけでありませう。これを濫用いたしまして、現行犯でもない者を現行犯として逮捕するやうな場合におきましては、やはり二百二十条の犯罪が成立するものと考へてゐるわけでありませう。

○中村正雄君 そういたしますと、一般の自然人と同じような犯罪の對象になる、刑罰の對象になる、こういう意味でありませうか。

○政府委員(吉河光貞君) さううであります。

○中村正雄君 そうしますと、現在の職権濫用に関する刑法の百九十三条と、百九十四条の特定公務員の職権濫用罪、これとの関係におきまして、丁度調査官は逮捕の権限は持つておりませうけれども、実際の職務の内容容といふものは検査官或いは警察の職務を行うものと大体似たり寄つたりの権限を持つてゐる。逮捕の権限はありませうけれども、そういう場合におきまして、この職権濫用が単に百九十三条の一般公務員のものであつて、百九十四条乃至百九十五条というやうな特別の職権濫用の適用がないといふことになつて、ちよつと釣合ひがとれないと考へるわけなんです。これに對しまして何かお考えはありませうか。

○政府委員(關之君) お尋ねのこの百九十四条以下の規定でありませうが、これは職務構成の要件といたしまして、検査、警察などの職務を行うものが、この規定に書いてありまして、法律の規定の内容から見まして、当然そのような権限があることを前提として規定してゐると私は考へてゐるわけでありませう。そこで公安調査官

におきましては、第二十六条以下の規定におきまして全然強制調査権を持つていないのであります。全く任意の調査でありまして、相手方が嫌だと言つて断れば、それまでしかできないのであります。もとより只今の現行犯の問題も考へられるのであります。公安調査官としては、もとよりこのやうなことは正規の警察官のほうに任すべきものであると私は考へてゐるわけでありませう。

○中村正雄君 私のお尋ねしてゐるのは、百九十四条をそのまま適用しろ、こういう意味ではありませう。この調査官の権限といふものが、一般の国民の申出なり或いは届出によつて仕事をすると、行政官と違ひまして、やはり強制権はありませうけれども、内容がいゝゆる検査官なり或いは警察官と似たり寄つたりの一定の犯罪であるか、ないかは別にいたしまして、少くとも違反行為の摘発調査といふことを職務に持つておられます關係上、一般の公務員とは性格を異にする。従つて濫用の面におきまして、一般の公務員とは違つた濫用の危険がある。然も濫用されたとした場合には、国民の基本的人權を侵害することが甚だしいといふ面においては、警察官や検査官と似たり寄つたりのやうな内容の場合によりましては、警察官であれば刑法に規定されておられますつらした犯罪、従つてこれは一般の人が見てもこの人が殺人犯であるとか、又は強盗であるとかいふものにつきます。一つは、一つの社会として一般の人も考へられるやうな明白な事実に対する権限でありませうけれども、この調査官のほうは、やつておる人は、行為してゐる人は、自分

の行為は正しいと信じてやつておるものが、いゝゆるこの法律のために、公共の福祉といふ考へから、これは国民生活を危うくするものであるからといふ關係からやりまして、やること自体につきましては、いゝゆる法律なり、或いは職務規範の制約はあるかも知れませうけれども、広汎な範圍におきまして、やはり調査官に認定が任されておる点は、恐らく事実の問題として相当あるわけでありませう。従つてこういうやうな危ないやうな職権濫用の職務を持つておる調査官、而も一たび職権濫用をやるとすれば、国民の重大な權利の侵害になる。こういうものに對して、一般公務員の職務濫用罪だけであるが、それとは違つた刑罰を考へるものが当然ではないかといふ意味で、こゝういふ意思があるかないかといふことをお聞きしておるわけでありませう。

○政府委員(關之君) お答えいたします。お尋ねの点は御尤もと思ひますが、これを他のいゝゆる行政上の調査の制度及びその権限を行使する公務員との比較検討におきまして、さうな特別なる新たな調査官独自の職務執行の規定を設けないのが至当であると考えた次第でありませう。それは例えて申しますと、大蔵省の税務官であるとか、或いはその他直接に国民の權利義務に一定の強制権を以て各種の調査をなし、或いは証書類の収集といふやうな、直接又は間接に強制権を以て強制し得る各種の強制執行官があるわけでありませう。それらと比較いたしまして、公安調査官は間接強制の権限すら持つていないのでありまして、全くの任意的な権限しか持つていない

のであります。そういうやうなほかの一般公務員との比較検討におきまして、百九十四条以下の趣旨に關つた規定を設けるのは相當でない。この程度でよくはないかといふやうに考へまして、この程度にとどめた次第であります。

○中村正雄君 同じく第二條におきまして、この訓示の規定におきましては、完全な労働運動その他を阻害してはいけませんといふやつておられますが、それはすべて一歩初めに書いてありますが、それは「この法律による規則及び規制のための調査」については、こゝういふ不當な行為があつてはいけません、こゝう書いてあるわけでありませうが、別に調査官の権限として規定されております。第二十六條におきましては、「規制に關し、必要な調査」といふやうな字句を使つておられます。第二條で言う「規制のための調査」といふことと、第二十六條で言う「規制に關し、必要な調査」といふことは同じことを言つておるのか、意味が違ふのか、その点を一点お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(關之君) 同じものであります。

○中村正雄君 この条文を見てみますと、今指摘いたしましたのは、こゝういふことを二條と二十六條に言つておられますが、いゝゆる「關し」とか、「つて」とか、「ために」とか、いろいろな字句を使つておるわけなんです。従つて同じ意味であれば、同じやうな字句を使つたほうが非常に解釈上又運用上いいのではないか、かやうに第二條を見ても、「規制のための調査」といふのと、「規制に關し、必要な

調査」というのが同じ意味であれば、やはり字句を一応統制するという必要があると思うのですが、只今同じ意味だと思つてしまつたから、これ以上の質問はいたしません、私は内容が違つておるのじやないかと思つて、こういう点で違つたわけでありましたが、同じものだという御答弁でありましたので、その点は質問は省略いたしますが、そうであれば同じような字句に統制する必要があると認めるので、意見として申添えておきます。

次に第三条、問題になつております第三条の關係でありまして、ここに一応問題になりますのは、教唆、扇動であらうと思つたわけでありまして、この第三条に言つておられます教唆といふことと、刑法の六十一條に言つておられます教唆罪、これとは同じものか、違つておるのか、一応明確にして頂きたいと思ひます。

○政府委員(岡原昌男君) およそ教唆といふ文字につきましては、従来の諸般の立法例等によりまして、必ずしも同一に使用しておらないことは御承知の通りでございます。つまり教唆といふものは、もと／＼刑法第六十一條におきまして、いわゆる共犯の一作用として規定されたものが、原則的な申しますか、典型的な教唆でございます。ところでその後教唆が一つの独立犯として、つまり本犯がその犯罪を遂行したしませんが、教唆は教唆の行為として、これに処罰を加えるといふふうな立法例が漸次出て参りますと共に、この教唆といふものが、相手方に対して単に犯意を生ぜしめたといふようなこと、或いはそれに基いて本犯

が犯罪をなしたといふこと、それによつて処罰を受けるという、その六十一條の關係と違つた意味が出て参つたのでございます。従ひましてこの点は罰則との關係で意味が違つて参つたのでございます。

○中村正雄君 教唆の学説に關しましてはいろいろありますが、その学説の論争をしようとは思つておりません。従つて今の御答弁によりまして、破防法に言つております教唆といふものは、本法四十條の罰則規定に對應する意味の内容であつて、即ち相手方、特定の個人に對して犯意を生ぜしめるといふことによつて、一応教唆自体が一つの罪になる。但し刑法の現在の解釈におきまして、やはり教唆は被教唆者が行為をやらなければ、教唆罪は成立しない、この意味において違つておる。こういうふうな政府は考へておるとおると解釈して差支えありませんか。

○政府委員(岡原昌男君) 従来いふやうな教唆の理論と独立犯の理論との間に相當の論争がありましたことは御承知の通りでございますが、現在の判例は従犯説をとつておるやうでございます。但し實際の立法例が独立犯説をとりました關係上、その間に行き違ひが生じまして、結局只今申し上げたやうに、それが又學説上争ひの因になりまして、独立犯説であるから當然の規定であるという論をなす人と、それから従犯説であるからして特別にこの規定を置かなければならぬといふのだといふ、わかりやすく言いますと、その二つの大きな流れがございます。その間に又若干のいろ／＼な説をなす人がございますけれども、大体私

どもといたしましては、この従来の判例のとつた一つの解釈といふものが行詰りを來たしたところに、立法的な解決に迫られたといふやうに理解しております。

○中村正雄君 従つて私がお尋ねしましたように政府は解釈して立案しておるといふやうに解釈いたしていいわけでありませうか。

○政府委員(岡原昌男君) つまり現在の判例の立場からして必ずしも明らかでございませぬので、かような独立罪を認めることによつて、その間の現実の要求に合致させよう、かような趣旨でございます。

○中村正雄君 そうしますと、本法に規定する教唆と、刑法に規定する教唆とは、いろいろ學説によつては同じものと考へられるけれども、現在の実情が違つておるやうに解釈されておるから、この本法の教唆といふのは、被教唆者が行為をやらなくても、独立して罪になるとして四十條を設けておる、こういうやうに解釈していいわけですか。

○政府委員(岡原昌男君) 正確に申し上げますと、若干違ひますが、大体そのやうでございます。

○中村正雄君 そうすると、教唆と扇動の差異はどこにあるのですか。

○政府委員(岡原昌男君) 教唆は只今申し上げました通り、刑法六十一條で規定されておるところでございまして、その最も典型的な形といたしましては、まだ犯意の生じないところの特定の他人に對して、或る行為を教唆いたしまして犯意を生ぜしめ、以て決意を起したといふことが教唆といふことに相成つております。ところで扇動のほうは、不特定又は多数の者に對

しまして、中正の判断を失はしめるような手段方法を以てしまして、すでに犯意を生じておる者に對してこれを増強し、或いはまだ犯意のない者に對してこの犯意を与えるといふやうな、刺戟を付与する、大体かような判例の解釈になつておるのであります。實際問題といたしまして、この判例の解釈は、殆んど扇動といふ文字を使つた各立法の實際に對する解決としては一致した解釈はございませぬが、これが独立犯として認められた場合に教唆と扇動はどう違ふのかといふ点が御疑問の点だらうと思ひます。そこでこの兩者につきましては只今申し上げましたやうに、その手段方法が根本的に違つておるといふことが一つございませぬ。つまり教唆のほうは相手方に納得させまして、これはこう／＼こういうわけで犯意を生ぜさせなければいかんといふので、まあ納得すべく行くと。扇動のほうはちよつと平易な言葉で不正確でございますが、感情に訴へてその場の空氣で中正の判断を失はせしめるといふやうな手段方法が違つておる点が一つございませぬ。なお更に附加しまして、相手方の不特定多数といふのが扇動の一つの大きな特徴になつております。

○中村正雄君 そうしますと、まあ組合運動なんか例をとつて申しますと、仮に委員会があるわけなんです、そこにおきまして、仮に内乱といふ刑法七十七條、七十八條等におきましては、内乱は一定の目的と一定の行為とを要件といたしております。そういうものに對して一つの演説をやるといふことは教唆になるのですか、扇動になるのですか。

○政府委員(岡原昌男君) その言つた言葉の内容について、つまりそれが七十七條等に該当するといふことを前提として議論いたしますれば、その場合のしやべつた内容と言ひますか、手段方法と申しますか、しやべり方と申しますか、それによつて違つて来る場合があるだらうと存じます。

○中村正雄君 じや簡単な例をとりまして、仮に組合の委員会に行つて、これはまあ多数人とも言へるし、特定の人とも言へるわけでありませぬ。そこに行つて今の吉田内閣は反動だからこれは迎へて今国会の審議を待つておつては自分たちの政策は実現できない。暴力で打倒しなければならぬといふ演説をやつたときにどちらに該当するか。若し聞いておる人が承知するかしないかは別として、中には或る人は犯意を生じたかも知れないし、或る人は犯意を生じないかも知れないといふ場合にはどちらに属するか。

○政府委員(岡原昌男君) アジ演説といふ言葉を使ひましたので、直ぐアジといふことを扇動といふことにお考へになるだらうと思ひますが、それはやはり先ほど申し上げました通り具體的にその使つた言葉とか、相手方の意識の程度とか、或いはその話の何と言ひますか、實質的な内容とかによつて實際には違つて来るのじやないかとかやうに存じております。

○中村正雄君 教唆と扇動とが繰返して行われた場合にはどうなるか。

○政府委員(岡原昌男君) 刑法上の議論といたしましては、教唆と扇動といふものが繰返して行われましたときは、それが一つの機会に、そうして特定のきまつた相手方に對しまして、例えばこの席上ならこの席上におきまして

同じく時を違わずにやつた場合におきましては、これは一つの行為として重きと言いますか、大体において後者のほうがやや重いのではないかと思われれますが、そういうふうなもので律するということに相成るだらうと思ひます。これは例えは刑法上似たような議論は、おどしたりすかしたりして物を取つた場合は何になるか。こういうような詐欺と恐喝と、どういふふうに見るかというふうな議論になるのじやないかと思ひます。

○中村正雄君 一応この条文を見て参りますと、教唆煽動に對します手段方法には制限はないと思ひます。ありますが、例えは煽動に當るような文書や図画などにつきまして考えますと、この行為の完了というものはいつが行為の完了になるのですか。

○政府委員(岡原昌男君) 相手方に了解し得べき程度の状態になされたその時を以て完了と解しております。

○中村正雄君 所持する場合もこれに當つておられます。文書図画を所持する場合もこれに當つておられます。それは相手方に示し得る状態じやないかと思ひますがどうですか。

○政府委員(岡原昌男君) 教唆、煽動の点で御質問でございましたので只今のようにお答えしましたが、所持のほうは第三条一号のロ、ハに關するのことでございます。

○中村正雄君 次に非常にむづかしい言葉を使つてあるわけですが、第三条のロでも、或いは二号のほうにもありますが、いわゆる正当性、必要性といふ非常に今までのないようなむづかしい言葉をいつてあるわけなんです、今までも相当説明されていると思うの

であります、これを一応御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。この正当性、必要性という言葉は、日本において内乱が實際に行われ又行ふことの正しいこと、或いは必要なことというだけの意味でありまして、これを社会学的な意味から、或いは歴史学的な意味からお解きになる場合もあるだらうと思ひますが、要するに正しいことと必要なことというだけの意味でございます。

○中村正雄君 次に小さいことでございますが、印刷という行為が一つあるわけですが、これはやはり相当自筆で多数に文書を出す場合もあるわけですが、印刷の解釈はやはり自筆以外の文書というふうに考へていいのですか、それとも多数出せば自筆のものであつても印刷の範疇に入るのですか。

○政府委員(關之君) お答えいたします。印刷の範疇につきましては、ガリ版程度以上の機械を以て印刷するといふことに解釈いたしております。自筆のものは入らないと解釈いたしております。

○中村正雄君 そうしますと労働組合等におきましては相當に人がいなければならぬわけですが、いわゆる印刷物であればガリ版以上のものでなければ印刷物ではないといひますれば、相當多数の人がかかつて同じものを自筆した場合にロ号に入らない。こう解釈していいのですか。

○政府委員(吉河光貞君) 印刷ではございませぬ。

○中村正雄君 次に頒布とか公然とかという字句が相當あるわけですが、こ

れも相當いろいろに解釈されるわけ、或いは多数とかといふことがありますが、例をとつて申しますと、仮に労働組合の寮なんかあるわけですね、寮などに参りましてこういう文書を頒布したりした場合、例えは寮には十五、六人いるわけですが、これも多数というふうに入るか、公然というふうに入るか、具体的にどうなりますか。

○政府委員(吉河光貞君) 頒布とは有償無償を問はず、特定又は不特定多数人に配ることとあります。公然揭示とは、特定又は不特定多数人に見ゆる状態のところに揭示するのであります。御質問の場合は該當すると思ひます。

○中村正雄君 それからこの三条の一号のロですね、一号のロは教唆若しくは煽動といふことになりまして、これは被教唆者や被煽動者が犯罪の決意を生ぜしめるといふことが必要になつて来るわけですが、ハの場合においては要しないようになつてゐるわけですね、ここに均衡を失するようと思ひますが、どうなりますか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。検務局長が只今お答えいたしました、教唆、煽動につきましても、教唆をされた者或いは煽動を受けた者が現実に犯意を新たに生じたり、或いはすでに持つていた犯意を強固にしたという結果を必要としな建前になつております。それからハは宣傳、内乱實現のための宣傳行為のため最も典型的な類形を捉えたものでありまして、かような文書の配付を受けたりしたものが、現実にどのような意識的变化を生じたかといふことは問わないのであります。

○中村正雄君 ちよつと答弁が食い違つておると思ひますが、前のほうの御答弁の教唆につきましては、一応学説はいろいろあるけれども、現在の刑法に關する判例等では、行為は必要でないけれどもやはりこれは現在におきましては、犯意だけは教唆のうちに入る。従つて刑法と違つておるの、行為は必ずしも必要じやない、こういうふうに書かれておると思ひます、犯罪まで必要でないようにこの法律の教唆は言つておるわけですか。

○政府委員(吉河光貞君) 先ほど申し上げましたのは教唆と煽動とが独立罪としてなつた場合にはどうなるか、そこで様相が違つて来るわけでございます。つまりその際に教唆せしめる犯意を起さしめるような程度に或る行為を命ずる、或いは要求するといふふうな教唆の態様と、もう一つの煽動のほうでは先ほど申し上げました相手方に対して先ほど申し上げましたような手段方法を以て相手方に対して犯意を生ぜしめる程度の、生ぜしめる程度の或いはすでに犯意のあるものに対してはこれを強める程度の刺激を与える、こう申上げましたのは、要するに具體的にはさうな結果が生まれなくても、さういふふうにと認められる程度のものであればよろしい、こういうふうな趣旨でございます。

○中村正雄君 そうしますと、本法にいう教唆と、刑法によります教唆とは全然違つておるわけなんです。本法による教唆は被教唆者が犯意を生ずると、生じまいと關係しないのだ、こういうふうに解釈するわけなんですか。

○政府委員(岡原昌男君) これは教唆の未遂といふことで論ぜられる点でございませぬ。

でございますが、相手方において犯意を生じたといふことは要件ではない、ただ生ぜしめる程度のことは必要である、かようなことに相成つております。

○中村正雄君 次に第三条の第一項の第二号のロですね。ここに「補助する者」といふ言葉を使つておりますが、これはどういふ人を指しておるわけなんですか。

○政府委員(關之君) お答えいたします。これは檢察の事務を補助するのは檢察事務官がこれに當るわけでありまして、又警察の職務を補助するのは警察学校の生徒で新任の警察職員がこれに當るものと思ひます。

○中村正雄君 同じくリの中に「多衆共同して」といふことがあるのですが、例えは労働組合といひました示威運動をやることがあるわけなんです。そのときにおいて運動の途中におきまして、そうした場合に参加者が共同の意思の連絡なくして、各自公務執行の妨害を行つたといふような場合はこの項に該當しますかどうか、意思の連絡といふことについてお聴きたい。

○政府委員(關之君) この要件は凶器又は毒劇物を携へ、多衆共同するといふことが一つの要件でありまして、勿論相互においてこのことの認識は必要であるわけでありまして、従つてばらばらでありますならば、この要件の事項には當らないものと思ひます。

○中村正雄君 そうしますと、具體的な例であります、仮に千人の労働組合員がデモをやる、その中の仮に二十人三十人がそれ／＼意思の連絡なくしてこのリに該當するやうな行為をやつ

た場合には、実際はこのりにおきましては意思の連絡がないから「多衆共同してなす刑法第九十五条」に該当する行為であるとして行為とは言えない。こう解釈していいわけなんですね。

○政府委員(岡原昌男君) 似たような言葉は暴力行為取締法においても使われておるのでございしますが、それに關する判例をいたしまして、只今答弁がありましたが、通じ相互の認識が必要である、つまり一緒にやるといふ認識がございしますが、全然ばらばらな場合は入らない、かように御了承願います。

○中村正雄君 そすると相互に相手方が持つておる、又自分以外のものが持つておるといふ認識があれば意思の連絡が必要でない、こういう意味でありますか。

○政府委員(岡原昌男君) 認識並びに意思と両方共必要でございすこれが成立するためには。

○中村正雄君 そすると認識と意思といふと、やはり相互に意思の連絡といふと、意思の合致といふと、それを必要とするという御答弁ですか。

○政府委員(岡原昌男君) 判例もさうに相成つております。

○中村正雄君 次に第四条の關係ですが、これも本会議でも質問がありましたが、又各委員会でも質問があつたと思ひますので、簡単に結論だけ御答弁願つて結構なんですが、この四条の団体活動の制限の項におきまして、今まで日本の現行刑法等には出ておらない法人自体に犯罪行為能力を認めておるといふふうな解釈されるような条文になつておるわけですが、一応この法案を掲げますときにおきま

て、新たな形として法人に對しまして犯罪行為能力を認めるといふ前提の下にお作りになつたかどうか、この点につきまして簡単に結構ですから、勘どころだけお伺ひしたい。

○政府委員(關之君) この法案におきましては団体に対する犯罪行為能力は認めておりません。

○中村正雄君 それに對しまする見解は相當ありますが、一応時間がありませんので、そのお答えだけを了承して次の質問に移りたいと思つておるわけですが、この第四条に今「団体の活動として」といふことにつきまして

は、今まで相當各委員からも質問されておりますし、特に大衆運動をやつておるものといひますと、やつておる行為が団体の活動として行われておるかどうかといふことにつきまして、本法案の適用を受けるかどうかといふ重要なポイントになるわけなんです。

従ひまして一応今まで答弁されております点ならば結論だけで結構ですが、一応お答え願ひたいと思ひますことは、若し仮に労働組合を例にとりまして、前に村尾君からもちよつと質問があつたように思ひますが、労働組合の大会なり、或いは一定の権限に基きます機關の決定として行なつた行為、これが当該団体の活動となるというところは當然であると思ひますが、若し仮にその大会の決定といふものが無効である、定足数の關係、或いはいろいろ規約に照しまして無効である場合がたたくさんあると思ひます。そういう無効であつた場合にその無効な決議に基いて行なつた行為について、その団体はこの本法によるところの結果の責任を負うか負わないか、この点をお

聴きたいと思ひます。

○政府委員(關之君) お尋ねの点がその団体の規則上全然無効でありますならば、間違つてそのことを本當と思つて組合員がやつたことはその団体の責任にならぬものと思つております。

○中村正雄君 そしますと、団体の活動か否かといふことを判定する基準といふものは、やはり団体自身の、いわゆる団体にはそれ／＼ルールがあるわけでありまして、それに照らして団体の決定としてなされた意思に基くか否かといふことが判定の基準になるわけでありまして、一般の社会常識上考へて、仮に労働組合にいたしましても、大会なり或いは委員会を招集するにつきますと、それ／＼規約に基いて何日前に招集しなければいかんとか、定足数はどうかとか、いろいろ細かい機關の規約があるわけなんです。

従ひまして一応そういう規約の欠陥を無視いたしまして一つの決議をやる。而もその何日か或いは何月か経つたのちにそれと同じ機關、或いはその上級機關によりまして、前の決定は規約に反しておるから取消されるというところはどこでもたび／＼あるわけでありまして、そのしまたび／＼の機關によつて決定される間におきまして、前のいわゆる當然無効ではありますけれども、客観的には有効なものとする組合員が信じてやる、その間に行なつた行為につきましてはやはり団体の活動として認められたいという結論になると思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。団体はその実態が千差万別である／＼な団体があることは御承知の通りであります。機關を作つて意思決

定をするような高度に発達した団体もございすし、機關構成のないような素朴な団体もあると思ひます。併しな

がらひやくしくは団体として認められておる以上は、その構成員の意思に基きまして団体意思がどういふふうな決定されるかといふことが大体きめられておるものと考えるのであります。非常

に高度に発達した団体におきましては複雑な機關構成と、権限の分配といふようなことも考えられるのであります。さうな場合におきましては、事

実の問題として、さうな機關によつて決定されたものが団体の意思と認められるといふことも考えられるのであります。更に全員の意思に基きまして、その従来規約等において定められた意思決定の方法と變つた意思決定の方法が承認されて、さういふ方法で意思の決定がなされたという自然的事実ですね、がある場合におきましては、団体の意思決定ありと認めなければならぬのではなからうか。要するに問題は現実の具體的な事情について検討すべき問題ではなからうかと考へております。

○中村正雄君 そすると前の かの答弁とは食い違つておると思つたわけなんです、私はいろいろのあらゆる団体につきまして質問しているわけじゃないので、一つの労働組合といふものを例にとりまして、それを前提として話をしているわけでありまして、従つて一応労働組合の機關の決定としてなされたものがその上級機關、或いは同じ機關によりまして、その機關の決定が規約に照しまして無効であると判定された場合、そのことに限定してお聞きしているわけなんです。従つて

次の機關におきまして無効であると、これはその前の決定は變更するといふのじやなくして、これはルールに照らして無効である、招集手続が間違つておつたとか、定足数がなかつたとかいふ規約があると思つたのです。従つて次の機關におきまして、無効なりと判定されます間におきましてやつた行為になるかどうか、この点をお聞きして

いるわけなんです。

○政府委員(吉河光貞君) よくわかりました。お答えいたします。団体の意思決定は一つの機關で決定されるという建前になつておりました、現実にはその機關で決定されると言われながら、

も、実際は実は無効であつた、機關の意思決定しやないといふ場合におきましては、その間になされた構成員や役職員等の活動は団体の活動とは認められないと考へております。

○中村正雄君 そしますと具體的になるわけでありまして、仮に一つの大きな組合であります、年次大会といふものは年に一回しかありません。従つて昭和二十六年の年次大会において、一定の方針をきめた、さうしてその決定に基きまして、いわゆるこれに該当する行為があつたといひます。

それによつてこの法律の適用を受けている。ところが次の一年後の年次大会において、二十六年度の年次大会は招集手続において、或いは定足数において、これは規約に照らして無効であつたという決定をした場合、その一か年間に

間におきましてこの行為をやつて、現在審査委員会、或いはその他におきまして審理中であつた場合は、次の機關によりまして、方針の変更ではなくし

て審理中であつた場合は、次の機關によりまして、方針の変更ではなくし

て、無効の決定をした場合には、それに
対します調査、或いはこれに該当す
ることに對するこの調査庁なり、審
査委員会の権限はすべてなくなつてし
まう。言い換へれば事実が消滅する。
かういふふうには解していいわけですか。

○政府委員(關之若) お尋ねの点につ
きましては、最初のお尋ねは、例えば
或る下部機関がありまして、それが或
る意思の決定をなす、意思の決定をな
したが、併しその意思の決定は直ちに
団体の意思とはならない。上のほう
においてこれを承認しなければならな
いといふような条件があつたといひま
す。そういったと、まだ上の承
認がないから、団体の意思はそこで決
定されないわけでありまして、従つて上
の承認がない限り、構成員などがその
意思の履行だといつてやつた行為は、
これは団体の責任にはなるまいと思
ふのであります。併しながら今お尋ねの
この年次大会の二十五年度におきまし
て、かうやう、そしてそれがその
通りにおいて団体の意思として決定さ
れてやつた、そしてそれが翌年度に
おいてこれは無効だと、かういふ問題
が生じたわけですから、ところがその問題
におきましては、一応とにかくこのと
きにおける団体の、二十五年度におけ
る団体の意思は団体の意思として私は
決定されたものであらうと思ふのであ
ります。後において又同じ機関がそれ
をどういふふうには認定するかといふこ
とは問わないで、一応終局的に団体の
意思がそこで決定されたものと思ふ
のであります。そういったとすれば、
りその間の意思の決定に基づく行為は団
体の行為として見るべきものであらう
と考へるのであります。

○中村正雄君 そうすると又御答弁が
違つてゐると思ふのであります。私
のお尋ねするのには、それは労働組合
といふ全国的な大きなケースを想定
し、而も年次大会といふのは一年に一回
しか開かれない。従つて次に開かれる
機会是一年後でなければいけないとい
う、非常にまあ最も典型的な大きな場
合をとつて質問したから、それでは困
るという意味で、又答弁がやつたので
はないかと思ふのですが、これは全国
的なものと考えないでも、仮に私は国
鉄に關係してありますが、国鉄労働組
合の一つの駅があるわけですから、そこ
が一つの分会になつておりました。そ
れが分会にも大会はあります。これも年
次大会は一年に一回あります。その分
会においての年次大会で決定した細目
に基いて、そしてそれによつて行動
をやつておつた。これがそこで、併し
次の年次大会までに組合からいろいろ
異議の申請があつて、あの年次大会に
おいては招集手続が間違つておつたこ
か、或いは定足数がなかつたといふこ
とによつて、はつきり次の年次大会
では無効だといふ、あの年次大会で
めた決議はすべて組合員を拘束しな
い、無効であるといふ決定をした場合
に、一か年間に無効の決議によつて行
われた行為は、団体の行為と認められ
るかどうか。これをお聞きしてゐるわ
けなんです。その場合にも、再度私が
お聞きしましたように、当該団体の規
約によりまして、ルールによりまして
無効であつたものであつても、一般の
社会の見解上、客観的に見ていゝゆる
多数人の意思なりと認められる場合
は、たとへ無効であつても、その決議
に基いて行なつた行為は団体の行為と

して認めるかどうか、これをお聞きし
たときに、あなたのほうは認められな
いといふ答弁があつた。今になつてそ
れはやはり認めなければいかんという
ことは、答弁の食い違いと思ひますが、
いづれが正しいのですか。

○政府委員(關之若) お答えいたしま
す。最初のお尋ねのときに、最初の決
議の無効の取消の問題につきまして、
問題の御趣旨を私は上の機関におい
てこれを承認するとか、或いは取消し
得るとかといふことが確定してから、そ
れがその団体の意思として決定される
といふような事例かと考へまして、然
らばそのような事例があるならば、ま
だ団体の意思としては決定されていな
い。上においての承認とか或いは承認
といふことがなければ団体の意思とし
て決定されないものでありますから、そ
の間に団体の者がまだ承認されな
い、自分の団体の意思だと思つてや
つたといふ場合には、勿論これは団体
の責任にはならないといふふうに答
申上げたのであります。言葉が足ら
ずに大変恐縮、失礼いたしました。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今の御質
疑に答へを伺ひまして、私の考へたこ
ろを申し上げます。

この大会で決議をしまして、団体の
意思が一応きまつた形になつた。そう
して破壊活動が行われるわけであり
ます。その決議に基いて、そしてその
今の審査の手続が一応始まります。
そうしますと当事者のかたへに來て
頂いて、いろいろ弁明を聞きます。そ
の場合に恐らく招集手続が規約と違
つておつたといふことであらば、恐らく
その際に明らかにすることであらうと
思ひます。ですからそうなれば今の問
題はもう話はそこで済んでしまふ。あ
とで次の大会がありまして、その決議
が行われます。けれども、やはり招集
手続のやうな場合でありますれば、そ
れによつて無効をむしろ宣言をしたと
いふ形になると思ひます。そういうこ
とで實際上の壁が、今申上げたよ
うなことでは落着いて行くことと思ひま

す。ただあとの大会の決議といふもの
が無効の宣言をしたとか、或いは将来
変更しようとか、あの決議を撤回しよ
うとかいふことであらば、これは前の
決議の有効性を認めたことになりま
すからこれは御質問の中に入つてお
らないと思ひますが、無効の場合につ
いてはかようなことになると思ひます。

○中村正雄君 どうもあいまいな御
答弁だと思ふのですが、最初言いま
したように、次の大会において、同一
の機関の下級の機関において或いは上級
の機関におきまして、政策の変更とか
方針の変更、これを私は言つておるの
じやありません。いわゆる団体の行動
なりとして行なつた決議に価値のあつ
た場合、定足数とか招集手続とか、従
つてそういう場合に無効になつた場合
には、その決定は団体の行動として行
われるかどうかといふことを言つてお
るわけで、今あなたの御答弁によると
一応団体の行動なりとして行われて、
これに關係する事犯が起きた場合には
調査中にわかつたおつしやいます。が、
労働組合の実情をお知りになれば大体
おわかりになると思ひます。けれども、
それ／＼組合においてはいろいろ／＼駈引
があるわけでありまして、従つてこ
ういふ人が、一応指導権を握つた場
合には、いわゆる規約を無視して無理
にも通す場合があるわけですから、従
つて実際にその決議に従つて行動を起す場
合は、そういう決議をしよと思つた
人が起すわけで、従つてその人が引
張られた場合に、あの手続は無効であ
るといふことは言えないわけですか。
あの決議が無効であるといふ異議を申す
のは、その政策に反対した側の人が言

うわけでありま。従つて取調へ中にわかつたことは、これは一般の事例については当てはまるかも知れませんが、今言いました、特に組合運動や大衆運動については当てはまらないわけでありま。従つてこれは正当な決議なりとして、従つていわゆる審査委員会なり調査庁がこれに該当するとして一定の処分をしてしまつた後の大会におきまして或いは上級機関におきまして、反対側の人間から価値を挙げた前の決定はこれは無効であるということがあるわけでありま。それが処分が済んでしまつた後であれば、これはそのほかの問題になりますが、まだ継続中の問題であつたらどうなるか、これをお聞きしておるわけでありま。

○政府委員(佐藤達夫君) 簡単に申しますと、結局後の大会でできた無効であるという決議は、これはもう先ほども触れましたように、客観的に見れば当然宣言的なものである。従つてこの手続は、すべてその団体の意思決定というものを客観的に見まして、これが果して正規の意思決定であるかどうかというこの審査をいたしまして、それから処分をいたします。或いは又更に不服があれば裁判の問題にもなりましよう。裁判所においてもやはりその問題になつておる大会の決議が、一体無効のものであるかどうかという客観的に御審理になるのではありませんから、その意味で私は申し上げておるわけでありま。

○中村正雄君 結論が出ないわけなのです。私のお聞きしておるのは、団体の意思なりとして行なつたその意思の決定が間違つておつた、無効であつたということになつた。その行動について、団体は責任を負うかどうか、これをお聞きしておるわけです。

○政府委員(吉河光貞君) 大変むづかしい御質問であります。なおよく検討いたしまして、意見をまとめて、後刻お答えいたしたいと思います。

○中村正雄君 じゃ保留に願ひます。

○委員長(小野義夫君) ちよつとお諮りします。中村君どうですか、このへんで十二時十五分ですか、これで普通ならば休憩して、午後一時三十分から再開したいと思ひますが……速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小野義夫君) 速記をつけ。これで休憩いたします。

午後一時三十分再開

○委員長(小野義夫君) それでは只今より連合委員会を再開いたします。午前に引き続き中村君の御質問を願ひます。

○中村正雄君 何か午前で保留された点について御答弁があればそれを伺つておきたい。

○政府委員(吉河光貞君) 午前中に御質問がありました点につきましてお答えいたします。団体としての意思決定があつたか否かということは、客観的に認定される問題であります。御承知の通りであります。当該団体の意思決定に関する規約とか、機関の構成とか、実際に行われた経過等、いろいろの事情を十分に検討して、客観的にその意思決定が団体の意思決定として行われたものと認められるときには、団体の意思決定があつたとなるわけであ

ざいます。この法案におきまして、かような認定は御承知の通り公安審査委員会において行われまして、更に訴えを待ちまして裁判所において行われる建前となつてゐるのであります。団体の側におきましてこの意思決定があつたか否かという点については争ひがあるという点に注意をしておきたい。その点はすべて公安審査委員会において十分審査をされる建前になつております。更に裁判所の認定を待つて解決されるようなことになるわけでございます。

○中村正雄君 一応御答弁としては形式的に整つておると思うのですが、一応どういふ決定をするかは、審査委員会なり、最後は司法裁判所になると、こ

ういふ御答弁であります。併しこの条文の解釈としてそういう行為が当該団体の行為として認められるかどうかという点を聞いてゐるわけ、従つて立案者の御意思はどこにあるのか、私の質問の要点はそこにあるわけであ

○政府委員(吉河光貞君) 或る特定の団体につきまして、意思決定が行われたという点に關しまして団体の内部に争ひが起るような場合もあるかと存じます。かような場合におきましては、具体的にその事情を慎重に検討して決定するべきもので、軽々しく外形的事実を捉えて決定すべき問題ではないと考へておる次第でございます。

○中村正雄君 そうしますと、私の質問は、決定に瑕疵があつて、その瑕疵によつて次の機関によつて取消された場合も団体の行為として認められるかどうかという点についての最終的御答弁にはなつておらないと思ふのですが、それが団体の行為として認めら

れるかどうかは、審査委員会なり、或いは最終は司法裁判所が慎重に諸般の情勢を審査してきめると、こつち御答弁だと思ふわけですが、裁判所はそれでよろしい、審査委員会がそれでよいかも知れませんが、この法文の意味はどこにあるか、これをお聞きしてゐるわけであ

○政府委員(吉河光貞君) 先ほどお答えいたしました通り、瑕疵が重大な瑕疵で、意思決定があつたとは認められない、名前は別として、さういふ場合におきましては、客観的に団体の意思決定ありと認定はできないといふ建前になると考へております。

○中村正雄君 そうしますと、仮に労働組合ばかりが私に例にとりまが、労働組合は、御承知の法人となつてお

つて登記したしてゐるわけですね。規約のうちで必要なものは登記しなくては行けません。従つて、登記されてお

りますような事項について、その事項を守らなくて決定したといふようなこととて、それが瑕疵になつて次の機関で取消された、無効の宣言をせられた

というふうな場合ですね、そういう場合であれば、当然その無効の決定に基づいて、方針に基いてなされた行為といふのは当該団体の行為ではないといふ

きりと言へると思ふのですが、さういふ点につきましても、諸般の情勢を考へて委員会なり裁判所がきめると、こ

ういふふうにあいましい御答弁にな

るわけですが、如何でしょうか。

○政府委員(吉河光貞君) 登記事項に規定されておるような条項に違反して意思決定がなされた、それが重大な瑕疵といふような場合には、意思決定ありとは認定されないものと思へており

ます。

○中村正雄君 もう一つそれに関連してありますが、御承知のように、現在の労働組合は上部機関から上級機関まで相当段階に分れておるわけなんです。従つて、一つの行動をするにいたしましても、仮に全国的な最高級の機関におきましての決定といふものは、こ

れは抽象的な決定が多いわけなんです。具体的に一々はいしたしません。従つて、最上級の機関が本年度の方針として大綱についての運動方針をきめると、それに従ひまして下部機関が一応

具体的な方法をきめて行ふ。その下部機関の行ひました具体的な行動が本法案に該当するといふことになつた場合、その行為の責任を負う団体は、下部の下級機関が負うのであるか、而もその下級機関が行う場合も、上部の団体

機関の名前によつて行ふことは、これは当然であります。従つてそのときに責任を負う団体といふものは、上部機関であるか、下級機関であるか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。下部機関であります。

○中村正雄君 その場合は、上部機関の名前によつてやつておつても、この対象になるものは下級機関であると、こ

ういふふうに考へていいわけですか。

○政府委員(吉河光貞君) さううであります。

○中村正雄君 それでは時間もありませんので、次の第四条に入つてお聞きしたいと思ひます。この第四条の第一項の第一号に「集団示威運動、集団行進

又は公開の集会において行われたもの」といふふうに書いてありますが、こ

れはどういう意味であるか、と申しますのは、解釈といたしましては、こういうことを行うほうも行われるほうも含むと解されるわけですが、両方を含むのか、或いは一つだけを含むのか、この点をお聞きしておるわけ
す。

○政府委員(關之君) この第一号でありますが、当該暴力主義的破壊活動が集団示威運動で行われた場合、これは第四条の団体の活動としての暴力主義的破壊活動を行なつたと、過去に行なつた、一応そういう形式を取り入れたのであります。それが或る場合において

てそれ／＼集団示威運動というこれに相成りまして、従つてこの一号の事項と四条の本文の書き方からおきまして、最初に集団示威運動によつて暴力主義的破壊活動が行われたという場合におきまして、将来又絶対に集団示威運動によつては破壊活動が行われないというような場合には、その集団示威運動に対しては規制はかけられないといふふうな考えておるわけであります。

○中村正雄君 この第一号の制限として、公開の集会を禁止するということがあるわけですが、これは破防法の根本の精神にも関係すると思われるわけでありませうけれども、こういう破防法に規定されておりますような行為、勿論一般的に考へて社会悪として考へられるものが相当あるわけでありますが、併し一般の刑法に該当するやうなものと違つて、これに該当するかも知れないとして行われます行為は、やる人にとつてはこれは非常に正しいものだと思つてやるわけなんです。従つて、強盗であるとか、殺人であるとか

か、窃盗であるとかいうようなものになれば、これはたとえやる人がいろいろ考え方があつても、やはり社会悪としての認識は持つておると思うのであります。ところがこれに關しますものは、やる人は当然正當なりと、手段がたとえ悪でありましようとも、自分のやるという目的が正當であるということとでやることでありますので、この公開の集會を禁止するということになれば、却つて秘密の集會を德瀆するといふ結果になると思うのですが、こういう点についてはどういふことをお考えになつておるかお聞きしたい。

○政府委員(吉河光貞君) この点につきましては、前にもお答えいたしました通り、第四条の一及び二で抑えております行為は、特に一号で抑えております行為は、団体の対外的な活動という面を捉えまして規制したものであります。今日の多くの大衆団体がかような活動をやるという場合がありますが、殆んど考えられないのであります。これを公開の集会だけではなくて、団体自身の内部的な集会までも抑えること

いうことになりますと、その団体は活動が殆んど停止されるような結果にも相成るといふような結果を考えまして、対外的な大衆活動の面を捉えて規定したわけであります。

○中村正雄君 第二号におきまして「機関誌紙」という言葉が使つてありますが、この意義につきましては相当地記録にも載つておりますので質問を省略いたしますが、若しこの処分を受けました機関誌紙の編集者なり、執筆者、題名等を変えまして、大体内容が類似のものであるという場合には、やつぱり当該機関紙と同一のように

見るのか、或いは別のものに見るのか、その点を聞きたいと思います。

○政府委員(吉河光典君) 御質問の点につきましては、前に伊藤委員から同一性の点につきまして御質問がございました、答弁留保になつております。後日明確にお答えいたしたいと考えております。

○中村正雄君　それでは後日に願いま
して、一応どういふ場合があるかとい
うことで御答弁願いたいのですが、機
関紙によつて破壊活動が行われた場合
に、その行為が団体の行動として行わ
れることを勿論要すると思うのです

が、そういう場合は一体どういう場合か、一遍例示して頂きたい。

○政府委員(吉河光貴君) 極めて破壊的な団体が、内乱の実現の正当性をその社説で主張するというようなことをやりました場合には、その機関紙活動

の印刷船在行爲は第三條に該當するよ
うなことに相成つておると考えており
ます。

○中村正雄君　そうしますと、その
機関紙に掲載されております内容に

従つて、その執筆者が、その団体の構成員以外の執筆者でありましようとも、機関紙自体に掲載されております内容によつて云々すると、こういうふうな御解釈でありますか。

○政府委員(吉河光貞君)　ここで機関紙とは、団体がその目的方針主義等を打出しまして、これを通報宣伝する定期的な刊行物ということになっておりますので、その機関紙の編集権なり、管理権というものは団体が握つておる建前になつてゐるわけでございます。第三者の執筆、論説を利用いたしましても、それを機関紙の社説などとして

使う場合におきましては該当するものと考へております。

○中村正雄君　そうしますと、その機関紙の編集、管理というものは、その団体の代表者自体が握つておる。従つてその機関紙に掲載されております内容自体について、それが誰の執筆であらうと、誰の論説であらうと、す

べてそれに載せてあることが、この本法に相当する暴力主義的破壊活動なりと認定される事実であれば、それをやつぱりその機関紙を出しておる団体の行動として見ると、こういう意味でありますか。

○政府委員(吉河光眞君) 多くの新聞にはいろいろなかたの論説、意見、主張なりを事實の報道として載せる場合もあると思います。ここで問題になつておきますものは、主張としてその機関紙の社説等におきまして載せたよう

す。
 ○中村正雄君　ほぼ明らかなにつたと
 思うわけですが、例えば例を取ります
 と、一つの労働組合の機関紙があるわ

けなんです。その社説でなくして労働組合の機関紙には、ほうほうの知名人等が寄稿せられるわけなんです。その中に仮に今政府で考えておるような共産党の相当強力な人が、こうすべ

きであるという、寄稿したところの文を載せたところいつた場合はどうなんですか。

○政府委員(吉河光真君) 新聞には御承知の通り新聞形式をとる場合におきまして、事実の報道とそれから新聞社の主観的な主張なり、御意見なりが述べられる。事実の報道として、一つの出来事が起こりました場合に、これに關

するいろ／＼なた／＼の感想なり、
御意見なりをやはり報道として、客観

的な事実として載せる場合があると思
うのです。ここで問題にしております
ものは、新聞社の主観的な立場にお
いて杜説なり、論説なりの形を以つて明
確に打出して来たような場合におきま
しては、それはその団体の機関紙とし

て問題になると考えております。

○中村正雄君　そうしますと、その機関紙に仮に団体の決定であるとか或いは団体の主張というものを載せて、それがこの破防法の第三条に該当するということになる場合を意味するので

あつて、仮にその機関紙に載つておる、仮にどの人がこういうことを言つておるといふ、その言つておることが第三条に該当しても、それはこの第二号の適用は受けないと、こういうふうな解釈しても差支えないわけですか。

考えております。具体的な例を考えますと、或る労働組合の機関紙にいろいろなかたがの論文、御意見なんか載せる場合もありますが、客観的な事実

○中村正雄君　たとえそれが第三条に

該當する主張であつても構わないわけ
 なんです。ね。

○政府委員(關之君)　ここで、尋ね
 に対して最も重要な点は、要するに第
 三条の恐らくロとかハとかいうような
 事項が機関紙において問題になるだろ
 うと思うのであります。要するにそう
 いうことが機関紙に現われるというこ
 とにならなければならぬのであります。

す。それがために勿論その団体側におきまして、実現を容易ならしめる意図があるとか、或いはイの行為を教唆扇動する意図があるという様な、そういう団体の主観的意図がありまして、そうして実現の正当性を主張した文書等をそこへ掲載すると、いうことに相成りますとこれに当つて来るわけであります。だからそういう、こういう口、ハに当らない場合ですね、客観的な一つの報道というものは全然これに關係ないわけでありまして。

○中村正雄君 私の御質問しておりますのは、仮に載せる場合に、その労働組合の主張として、いわゆる組合の決定とか、或いは組合全体の主張として社説に載せるのじやなくして、やはり有力なかたの論文を掲載することがたくさんあるわけなんです。従つてそれが仮に労働運動には右と左とあれば、右の代表者の論文を載せる、左の代表者の論文を載せる、こういうことはたゞあり得ると思ふわけなんです。そのとき載せました論文が、いわゆるはつきりとした三條に該当するやうな、仮に内乱を助長するやうなところの、非常に具體的な事例を示した論文になる場合もあるかも知れません。そういう場合はその機関誌がこの二號の適用を受けるかどうか。その団体の主張ではなくして、載せておるのは当該、そういう破防法に考えておるやうな行為を考へてゐる人の論文を載せた場合なんです。その場合どうなるかというところをお聞きしてゐるわけなんです。

○政府委員(關之君) それはその当該団体側に、例えて申しますならば、三條の一項一號の内乱の行為の実現を容易ならしめる意図、そういう主観的な要件が備わらなければ、勿論それだけでは該当いたさないと申すのであります。

○中村正雄君 念のためにお聞きしますが、そうするとその団体の意思なり、団体の又代表者の意思なり、機関紙の編集者、若しくは管理者の意思が、そういう仮に内乱罪というのを一つ例に取りますと、内乱に該当するやうな事実をやらうという主観的な意思がなければ、それは論文の執筆者がそういう意思のために執筆しておつても、その人が別に処罰を受けるのはこれは別であります。この機関誌がその事実によつて処罰を受ける懸念は毛頭ない、こう考へていいですか。

○政府委員(關之君) お説の通りであります。

○中村正雄君 それから次の第一項の第三号ですが、「当該暴力主義的破壊活動に關与した」というありますが、「関与」という意味はどういうことを意味しておるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(關之君) この関与はかかる第三條に挙げるやうな破壊活動を団体の活動としていたした場合に、その団体の活動としてのかかる活動に關係いたした、直接なしたものを中心にして、それに關係いたしたものというふうに解釈いたします。

○中村正雄君 そうしますと関与という言葉は、先の御答弁によれば、一応関与したかどうかの事実の認定はやつぱり委員会なり、最後は司法裁判所の認定に待つ、こういう結果になるわけですか。

○政府委員(關之君) お尋ねの通りであります。

○中村正雄君 同じく第三号に「団体のためにする行為」というのがあります。それから第二項に「団体の役員又は構成員として」というあります。が、「団体のためにする行為」ということと、「役員又は構成員として」という云々という行為とどういふ点が違ふのか。

○政府委員(吉河光貞君) 「団体のためにする行為」と申しますのは、団体の役員又は構成員が直接団体の存続、発展、再建のために行為であるとして、これは役員又は構成員が団体の意思決定とは離れて、個人として独自の只今申上げたやうな行為を行う場合も包含されるものと考へております。

○中村正雄君 今の御答弁は、私は「団体のためにする行為」というものは、「役員又は構成員として」、「の行為」というものの差異を聞いたのです。が、「団体のためにする行為」というのは、その団体の育成、発展のためにする行為であり、「役員又は構成員として」というのは、これは団体を離れて個人として行為だと考へて御答弁と解釈していいんですか。

○政府委員(關之君) この第三号の「特定の役員又は構成員に当該団体のためにする行為」というのは、これはこの「当該暴力主義的破壊活動に關与した特定の当該役員又は構成員」でありまして、それが「当該団体のためにする」と相成るのであります。そしてその次の二項のほうは、「何人も、当該団体の役員又は構成員として」ということに相成るわけでありまして、これは勿論団体の活動

としてやることでありまして、その範圍におきましては、この二號のほうは「何人も」というふうになつておりまして、その主観的の要件が幾らか広いかと存するものであります。

○中村正雄君 これに關連して前の関与であります。これ又労働組合等いつても問題が起るわけ、一つの決定をする場合に、やはり構成員の賛否の多数決によつてするわけなんです。

○政府委員(吉河光貞君) 従つて仮に一つの委員会があれまして、その委員会が一定の行動をきめて、それが關与することになるのは當然であります。が、やはり賛否が分れて、多数決によつて決定してその行動を起さなくちやいけない。而もやはり民主主義のルールを守る限りにおきましては、やはり多数できまつた場合は反対した者でも従わなくては行けない、これは當然のわけですが、従つてその場合に、決定するときには反対したんだけれども、やはりその機関の決定とできめた行為については、これは従わなくちやいけない、こうなつた場合に、その採決に反対した役員も關与した役員と言へるかどうか、この点はどうなりますか。

○政府委員(吉河光貞君) これは団体の場合に限り、刑法上の共謀の場合にも問題になつておるものであります。数名の者が集まつた以上は、いやで決まらうと決まつた以上は、いやでその犯罪は実行しようじやないか、するかどうかにかく多数決できめようというやうなことで、相談した結果、多数決で犯罪を実行するといふ決定が行われて、それに脱退せずその実行の形式に従うといふやうな場合にお

きましては、全員責任を負わなければならぬといふのと同じ立場ではないかと考へてゐるものであります。

○中村正雄君 ちよつと私、違つてゐると思ひますのは、その犯罪の共謀なんかのときは、多数決でやらうといふことはこれはまあ当事者の意思表示でやれるわけで、自分の意思に反すればその集團から脱けたいわけでありましてけれども、労働組合その他法律に基いてできておる団体は、やはり民主主義がルールであります。やはり決定に反対してもきまつた線については拘束力を受ける、任意の拘束力ではないわけなんです。法的な拘束力を受けるわけでありまして、これは労働組合を例にとりましたが、国会も同じであらうと思ふのです。國の政治も同じことだらうと思ふのです。従つて決定に反対した者も、きまつた線には拘束される、法的に拘束されるわけなんです。そのときに反対した者も關与したちに入るかどうか、この点をお聞きしてゐるので、今の犯罪の共謀とはちよつと例示が違ふと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) ここで問題になりました暴力主義的な破壊活動は、御承知のように極めて悪質、重大な行為を基礎としたもので、これに對するこの教唆、扇動、予備、陰謀等の行為を補正いたしてゐるのであります。かやうな行為につきましては、一般の団体活動とはおのずから意味が異なると思ひます。

○中村正雄君 私はその第三條の解釈を聞いてゐるわけではありませぬので、勿論表向きから申しますと、第三條に挙げてゐる行為は一応重大な社

会として考えられる行為でありまし
よう。勿論第三条の一号のイなんか
は、誰しも考えるわけなんですけれ
ども、二号に入つてゐるのを、教唆、
扇動等これは一般の経済運動、政治運
動という限界が非常にむずかしい場合
があり得るわけなんです。従つてい
ゆるこれは重大な犯罪だという一言に
規定しきれないものも相当含んでい
るわけでありまして、従つて現実の労働
運動とすれば、やはりこの限界点す
その決定も、たび／＼なされると思
うわけでありまして。そういう場合を考
えて、決定に反対した者も関与したと
いうなかに入るかどうかということ
をお聞きしているわけなんです、そう
社会悪とか何とかいうことは考えず
に反対しておつても、やはりその団
体の構成員であれば関与したものだ
と、委員会の構成員であれば関与した
ものと見るとか、或いは反対したもの
ればこれは関与したものと思われな
いとか、イエスかノーかの答弁を聞き
さすればいいわけなんです。

○政府委員(佐藤達夫君) この条文の
趣旨は申すまでもなく危険性を排除し
ようという一点に尽きているわけであ
りますから、この危険な行動の方向に
向つて積極的に関与したということ
その反対の側に立つた人というのは私
は入らないと思ひます。その点はこ
本文のほうに戻りまして「おそれを除
去するために必要且つ相当な限度をこ
えてはならない。」その点から言つて
も当然なことだと考えております。

○中村正雄君 間違いないですか。
○政府委員(佐藤達夫君) 私はそう思
ひます。

○中村正雄君 私が言うのは意見長官
として。

○政府委員(吉河光貞君) 勿論、そう
です。

○政府委員(吉河光貞君) なお念を押
しまして私からお答えしますが、意
見長官の御意見と同じであります。必
要且つ相当の限度において規制しな
ければならぬという立場からすれば、
抽象的な理論は別として、反対し
た人まで活動を禁止するという処分は
あり得ないと思ひます。

○中村正雄君 その点につきまして
御解釈が一致したものと了解いた
しておきます。

次に同じくこの第四条であります
が、二項のほうに「構成員として」と
いう字句を使つておられますが、仮にこ
の構成員が個人として個々メンバーが
その団体の名称を使わずにいろいろ行
為をすることがあるわけなんです、こ
の場合は一応団体の行為として見ら
れるかどうか。

○政府委員(吉河光貞君) 入らないと
考えております。

○中村正雄君 それからこれも相当各
委員からお聞きになつておるかも知
りませんが、本条によりまして行政
処分と、それからもう一つ破壊活動
の刑事裁判の結果とが矛盾した場合、そ
の行政処分はどうなります。

○政府委員(佐藤達夫君) これも先に
法務委員会でしたし伊藤委員からお尋
ねのあつた点で、詳しい御答弁は保
留してあつたと存じますけれども、一
般の考え方を一応申上げますと、こ
ういふ場合は御承知の営業取締関係の法律
あたりにもたくさんござります。例え
ば営業者がその法律違反の行為があつ
た場合には営業の許可を取消すとか停

止をするとかいうようなことでありま
す。而もその違反行為が別途犯罪事件
として問われるという問題があるわけ
であります。一般論として考えま
うと、これらの処分は一方は刑事司
法処分であり、一方は行政措置でござ
いますからして、理論上これは別々の
ことと考えざるを得ない。従ひまして
必ずしもその犯罪事件の結論と行政処
分の結論とが観念上とは一致する
か一致しないか、結論は直ちに一致す
て来ないわけでありまして。而してこ
の場合におきましては、先ほども申上
げましたように、この行政処分の手続と
して把握するとか、細かい真相を如何に
して把握するとかいう点についての手続
を重ねておられますから、その点につ
いて食い違ひはないと思ひます。けれ
ども理論上はそういうことになるだろ
うと思ひます。

○中村正雄君 いや只今のこの今私が
申上げました質問の要旨につきまして
は、いろいろむずかしい問題も起つて
おるを留保されておるけれども、この上
に質問して行つてもいいのですか。留
保されておるのであれば別な機会にあ
つて御答弁願うとしてやめたほうが
いいのですか、どちらがいいのですか。
○政府委員(吉河光貞君) いろ／＼関
連する点もござりますので。

○委員(小野義夫君) 大分多岐多端
に互るようですかあとで。

○中村正雄君 いやつと飛びまして
第七條についてちよつとお尋ねした
と思ひます。第七條で「当該団体の
役員又は構成員であつた者」と書い
てありますが、これは暴力主義的破壊
活動が行われ、処分の効力が生じた間
の役員又は構成員であつた者をいう

意味ですか。
○政府委員(吉河光貞君) 御質問の通
りであります。

○中村正雄君 それから本条にも団体
のためにする行為という言葉を使つて
ありますが、それと第四條第一項第三
号の「団体のためにする行為」とい
うことは同じ意味でありますか、如何
ですか。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問の通
りであります。

○中村正雄君 いや次に第九條につ
いてお尋ねしますが、第九條の二項に
「団体」という言葉を使つておられ
ますが、これには法人を含むのですか、含
まないのですか。

○政府委員(吉河光貞君) これは広く
一般にすべての団体について規定して
おります。

○中村正雄君 そうしますと、一項は
法人だけを規定し、第二項は法人以外
の団体ではなくして、法人も含んだ団
体と、こういうふうに解釈するわけ
ですか。

○政府委員(關之君) この第九條にお
きましては、仮に法人がこの団体の規
制の対象になり得る場合があるかも知
れない、こういうふうな考え方もあ
るわけでありまして。そういうし
まういたした場合には第六條の処分が確
定したという場合には、その法人は解
散するといふように規定してあるわけ
であります。第二項におきましてはそ
れでそのときは、確定する前までは
財産整理については特段な規定は置か
ないのではありません。それで、さ
ういふ場合には、二項において確定
したときは当該団体は速かに財産を
整理するということになりますから、

一項と二項との解釈上、次の当該団体
の中にはいわゆる清算的な法人はこ
の当該団体の中へ入るかと思ひます
が、清算前の法人は二項の中に入ら
ないものと解釈いたすのであります。

○中村正雄君 そうしますと、第一項
のほうは政府が解散するまでを規定
し、解散前、いわゆる清算中の法人は
第二項の中に入らざるを得ない。従
つて第三項に關する届出につきましては
法人であつたものも、法人でなかつ
たものも同じように適用を受ける。こ
ういふふうに解釈するのであります
か。

○政府委員(關之君) 御質問の通り
であります。

○中村正雄君 もう時間がありません
ので、あと相当質問したい点もある
わけなんです、最後に一つだけ公安審
査委員会の方ににつきましてお聞き
したいのですが、審査委員会最後の決
定をする、こうなつておられますが、
現在法務府でお考えになつておられ
るこの審査委員会の事務局の人員はど
の程度の人員をお考えになつてお
るのですか。

○政府委員(吉河光貞君) この点は衆
議院で修正がありまして、公安調査
設置法の附則の四項に十人というこ
とに相成りました。

○中村正雄君 事務局は大体十名と
ころなつておるわけなんです、委員
の権限は必要な調査ができる、こ
うなつておられますが、実際上十人
の人員で必要な調査ができると思
はれないが、必要な調査ができる
と書いてあるのは一応表面だけであ
つて、実際審査委員会のやり得る
のは調査庁の出しました書類に従
う書面審理

以外はできないのじやないか。それで公正な審査ができるかということに非常に危惧の念を抱くわけなんです。そういう点につきましてはどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(關之君) この法案の立て方といたしましては、団体規制の措置はこれは行政の処分である、こういうふうな考えでござります。そうして、そうしてそれに付随しては公安調査庁長官が先ず全責任を以て一切の証拠資料を収集するというふうに考えておるものであります。そうしてそれを審査を待つということになるわけでありまして、そこで委員会におきましては先ほど申し上げました十人のほかに委員が五人、委員補佐が三人あるわけでありまして、この委員補佐は三人ではあります。十分かような法律事務乃至は審査事務の資格を得まして、そうしてそれらのかたがたにこれらの提出された各種の書類の審査と、そうしてその審査のために必要な取調をいたしてもうことになる建前でありまして、かようなことにならざるならば十分に委員会におきまして事実の実態につきましても認識、心証の形成に十分なることと認めておるものと考へておる次第であります。

○中村正雄君 勿論委員も委員補佐もおるわけでありまして、これは御承知の非常勤になつておるわけなんです。従つて私は人を殖やせという意味を言うわけにはありませんが、たび／＼この委員会においてすべて調査庁の調査とは別に独立な権限を以て慎重に審査

をするということであらゆる不安が除去されるというふうにあらゆる機会に御説明になつておるわけでありまして、が、実務委員会においてやり得る審査というものは、今申し上げましたように、人の面から言つても、その他の機構の面から言ひましても、やはり調査庁の出したものを鵜呑みにする傾向しか一応機構の上では見受けられない。これは非常に心配する点であります。この点につきましては意見に互ひりますので省略いたします。

私のお約束しました時間も参りましたのでこの辺で打ち切ります。なお法務委員会でも御審議のときにおきましては委員長としても発言し得る機会があると思いますので、別な機会に質問することにして一応これで打ち切ります。

○政府委員(吉河光貞君) 只今御質問の点は、前に伊藤委員から公安審査委員会の審査のための必要な取調の範囲如何という御質問がなされて、後日詳細にお答えしたいということになつております。一応ここでは衆議院におきましてさうな取調を必要とするに ついて十人の定員を割きましてここに修正されたような状況になつておるの でありまして、後日更に詳細に御答ひ たいと思ひます。

○委員(小野義夫君) それでは次に堀君、御発言を願ひます。

○堀眞幸君 昨日の質問に続きまして私は法案の内容について二、三の点を質問申し上げたいと思ひます。但し今までは連合委員会なり法務委員会なりにおきまして、殆んど各条に互つて詳細に質疑が行われたことと思ひますので、私は極く大ざつぱなところで御質問いたしたいと思ひます。この破

壊活動防止法案は、各委員からも指摘されておりますように、非常にいいであり、不明確である。曾つての治安維持法と殆んど変らんものである。治安維持法が世界の刑事法の中で稀に見る悪法だという批判を受けておつたのであります。破壊活動防止法案はそれにも増して悪法ではないか。刑事法上のこれ以上の悪法は殆んど世界には見ることができないのではないかと考へられるのであります。これから御質問いたしますのは、先ず最初に破壊活動の定義の問題であります。詳細に互ひりましては、冒頭に述べましたように、私は各条項のそれ／＼について質問するわけではありませんが、併しながら非常にあまいであり、不明確であるというところはどうしてもこれを打消すことはできないだらうと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 只今御質問の点は、前に伊藤委員から公安審査委員会の審査のための必要な取調の範囲如何という御質問がなされて、後日詳細にお答えしたいということになつております。一応ここでは衆議院におきましてさうな取調を必要とするに ついて十人の定員を割きましてここに修正されたような状況になつておるの でありまして、後日更に詳細に御答ひ たいと思ひます。

○委員(小野義夫君) それでは次に堀君、御発言を願ひます。

○堀眞幸君 昨日の質問に続きまして私は法案の内容について二、三の点を質問申し上げたいと思ひます。但し今までは連合委員会なり法務委員会なりにおきまして、殆んど各条に互つて詳細に質疑が行われたことと思ひますので、私は極く大ざつぱなところで御質問いたしたいと思ひます。この破

内乱等が行われ、或いは行うことを容易ならしめるといふ主観的な要件がなければならぬ、かような意味で規定した次第でございます。

○堀眞幸君 主観的な意図をここに現わされたかと思ひますが、併しその号に規定するやうな行為の実現を容易ならしめるためというものは、それに対して例へば教唆、扇動するとか、或いは図書を印刷し、頒布し云々と掲げられておる行為が、その行為者の主観的な意図においてその行為の実現を容易ならしめることが必要であると同時に、若し法文の明確性をここで保つとするならば、その実現が客観的にも容易ならしめられるという契機がそこに存在しなければ、私は犯罪としては確定することができないのではないかとと思ひますが、その点に關して御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 只今申し上げた主観的な要件は、これはやはり証人によつて認定されなければならぬ問題であると思ひます。併し例へば第三條の第一項、第一号のロのほうの後段の所でござります。「実現を容易ならしめるため」云々と、「この号に規定する行為の実現を容易ならしめるため」云々、こういう法文が書いてあるものであります。この「実現を容易ならしめるため」といふ言葉の意味は必ずしも明確ではないのであります。その限界も極めて明確を欠いてゐるので、はなからうかという工合に考へられま

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。「実現を容易ならしめるため」とは、主観的な要件を規定したのでござりますが、現実に日本において

いふやうなものを強調し、それが現在の社会にとつてやばい一つの要素の何らかの示唆になるかと思ひます。そういう場合合についてどのように御解釈になつてゐるのか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 私どもが過去の歴史や外国の事例を十分に研究しなければならぬことは御質問の通りであります。ここでは外国の革命を或いは内乱を引用いたしまして、そういうやうな手段方法を以て、日本においても現実にはさうな内乱が行われ

○堀眞幸君 この定義が極めてあいまいであり、不明確であるといふことを先に申したのであります。が、外国の立法例について見ましても、このやうなあいまい、不明確な規定を持つたものは私はないと思ひます。例へば一九四〇年のスミス法であります。スミス法の第二條には、はつきりとそのスミス法によつて、スミス法を適用せらるべきところの破壊活動といふものについての明確な規定が行われているのであります。そのほかの法文を見ますと、私は法律の専門家ではありませんが、外国の立法例については余り詳しく知らないのでありますが、特審局から私も聞いておるものと

○堀眞幸君 そうしまするといふと、その正当性や必要性を主張した文書、図書を印刷し、頒布云々することが証拠として客観的に認められる、こういうことに相成るかと思ひます。ところが、この場合に例へばフランス革命の正当性、アメリカの独立の正当性、必要性と

庁の職員となるものとする。」というふうな謳つておりますので、原則としては公安調査庁に吸収される建前になります。併し幹部の任命とか、或いは公安調査官の指定というものにつきましては嚴重な選衡の上に行われるものと考えております。

○政府委員(吉河光貞君) 補足して申し上げますが、公安調査庁の設置法案第七條の七号に「行政の考査及び監察を行うこと。」というふうな謳ひまして、その頭は出しております。實際上は嚴格に職員を任命いたしましたしてこれは実行させるつもりであります。

す。日本の場合においては、公安調査
庁という特別な機関を設けて、そうし
て千七百名の職員を擁してこれを行
う、絞つて千七百名にしたというお話
であります。私は現在の日本の行政
機構からいって、この公安調査庁の役
人の数というものは非常に多過ぎはし

めにはどうして直接聴聞の必要があるのではないかと考えられるのであります。先ほど中村君の質問に対しまして、その点について若干触れておつたようにありますが、私この法案を見まして、どうしてもやはり直接聴聞の権限を公安審査委員会に与えるのでなす

に聞き込みを持って参りまして、その聞き込みの結果、事件の廳内に差入れたと推定されたラッパの音が、この工務局の事務所裏の機械室であるところの工業技術庁電気試験所芝橋分室、このの労組員について逮捕状を出す手続をした、かようなことになっています。逮捕状が出るに至りました事情は、その聞き込みにつきましても、具体的に、同、電気試験所の技術

員であります高木という者に調べて當つて見ましたところが、同人の口から相田某、小牧某、松本某、上武某、土井某等の者たちが、メーデーの翌日所内において、広場の乱闘の模様をお互いに話合つておつたという供述を得まして、その調書を作つたのでございませう。そうしてこの調書及び報告書を説明資料といたしまして、東京地方裁判所に対して五月十日逮捕状を請求し、一日遅れてもう一人出ておりますが、逮捕状を得て執行した、かようなことに相成つております。私どももいたしましては、若しそれが何ら根拠のない逮捕状の発行であれば、これは由々しき大事であるというので、地検にも嚴重な取調を依頼したのでございませうが、幸いにしてと言いますか、根拠なしじやなくて、今の調書が基本になつておるようでございませう。なお検事も早速水上署に取調べに参りまして、この被疑者たちに當りました結果、全然関係のない者もあるというので、堀さんからお尋ねの通り、即日或いは翌日これを釈放したような次第でございませう。拘留者は結局出ませんでございまして、さような事情でございまして、御了承願います。

○菊川孝夫君 昨日に引続きまして特審局長並びに次長に一つお尋ねしたいと思ひますが、今日は具体的な例を挙げまして、これに對してどういふ場合はどうかということについてお尋ねしたいと思ひますが、昭和二十四年だったのであります、定員法に關連しまして我々も丁度関与しておつたのであります、熱海で中央委員会を開きまして、そこで最悪の場合にはストライキもや

るといふ決定をしたのであります、その決定は実は公共企業体労働関係法で、業務の正常な運営を阻害してはいかん、それを煽つたり唆かしてはいかんというので、これに違反するといふので、衆議院の特別審査委員会にも我々召喚されました、當時の事情を調べられたのであります。その際に一応そこで引つかつて見ようかといふことを相當審査委員会で考えられたやうであります、そのときに刑法百二十五条の汽車、電車等の往來危険、これで見つかけよう、引つかけるといふのは語弊があるが、これによつて調べよう、こういう態度に出られたのであります。その當時は予備、陰謀、教唆又は扇動といふものがなかつたために、遂にこれは實際の行為にはならなかつたために、問題にならずに、ただ特別審査委員会で調べただけで、司法権の発動とはならなかつたのであります。ところがこの法案が通過したといふことになりましたと、ああいう行為が、即ちこの「ヌ」によつてやはり該當することになるのでございませうか。この点について一つ例を挙げて御質問申し上げます。

○政府委員(岡原昌男君) お答えいたします。刑法百二十五条は特殊の構成要件を持つておりますが、それがストライキとして正當な、正常なる活動としてやられた場合におきましては、これに入らん場合もあり得るわけでありませう。ただ国鉄につきましては、御承知の通りスト禁止のあれがございませうので、国鉄に關する限りはその正當性が排除される、かようなことに相成ります。

○菊川孝夫君 ところがこの公共企業体労働関係法の趣旨をよく讀んで見ますと、やつたり煽つたりしてはならないといふようにとめてございませうけれども、決してそれに対して刑罰をかけるという趣旨は一切ないのでございませう。これに違反した者は職官されるというだけの規定がございませうから、刑罰規定といふものは伴つておらないのであります。従ひましてこれは暴力行為を飯にやつたとしまして、今あなたが法務府で考えになつておるやうな暴力主義的破壊活動には私は該當するとはどうしても考えられないのであります。現在の場合に禁じられております。禁じられておつても、普通禁じた行為に対しては多少の過料なり或いは懲役、罰金といふものが、輕くてもかかるのであります、何らかの刑罰規定がある。この国鉄の争議行為に對しては禁じておる。併しこの違法行為に對しては職官にされるだけで、本當の行政的処分と言いますか、その程度はありますけれども、司法処分といふものは一切ないので、従つてこれは暴力主義的破壊活動とは私は言ひ得ないと思ひますが、そういうふうなうに解釈していいかどうか。こういうふうなこの刑法百二十五条について、こういうことに引つかかる虞れはないと思ひますが、この点はつきりして頂きたい。將來若しもどういふ……今の組合がそういうことをやるといふのじやないが、どういふ動きで以てそういうことにならんとおぼしめませんか。そのときに適用になるかならんかといふことを、あとになつて困りますからこゝではつきりして頂きたい。

○政府委員(岡原昌男君) 構成要件に該當する問題と、違法性の問題とを分けて考えますと、刑法百二十五条におきましては、「鉄道又は其標識ヲ損壊シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ汽車又ハ電車ノ往來ノ危険ヲ生セシメタル者」、かような構成要件が書いてございませう。なお百二十六条には、その加重規定もございませう。この規定の趣旨は、要するに特殊な方法を用ひまして往來の危険を生ぜしめたといふ場合を予想しておるのでございまして、単に何と言いますか、職場を離れた、単に離れたといふ結果として、何かの事が起る可能性がありまして、それはこれに當らん場合も出て来るのじやないか。問題になりませうのは、例へば不正常運転をいたしまして、進行の途中に停めてあるために、あとから來た電車或いは汽車とぶつかる危険性を生じた、かような場合もございませう。これは労働法の三十六条に、争議行為をやる場合におきまして、安全に、害のないやうな方法でやれといふことがある趣旨から考えまして、やはりそのことは一定の限界といふものがおのずからあるものだらう、かように考えております。ただそれを国鉄の場合は只今申上げました通り、罰則はございませうが、一応禁じてございませうので、これを正當だとは申上げかねるわけでありませう。従ひまして違法性云々の問題になりませうと、これは一応法律に禁じてあるからして、そういうことをしてはいかん、禁じてあるからして、これは罰則にたとへかからんでも、好ましくないことである。従ひまして、法の認めざると言ひますか、予想せざるどころである。併しながら實際の問題として、構成要件から外れる場合が相當あるの

とは起らんだらう、普通の争議においては起らんだらう、かように考えるのでございませう。

○菊川孝夫君 そうすると、まあ常識上考えまして、社会通念といふことを増田さんがよく言ひますが、社会通念上考へて、正常なる労働組合の争議行為として行ふやうな場合には、決して破壊活動防止法の適用を受けるといふやうな虞れはない、たとへ禁じられてあつても、これは公共企業体労働関係法の趣旨からいつても、労働組合といふものはストライキをやるんだ、併しこれは公益に反するから禁じてあるんだ、併しこれは何れも刑法を以て処罰するやうな行為ではないんだ、だからしてその行なつた者は責任を負つて職官される程度で以て、処分をされるやうな程度で置いておこうといふこの趣旨から考へて、何も正常な争議行為であつた場合には、決して破壊活動防止法によつて規制を受けるやうな虞れはないもの、こういうふうな了解してよろしうございませうね。

○政府委員(岡原昌男君) その通りでございませう。

○菊川孝夫君 そうすると、一切これには関係しないといふことになりませう、堂々とやつた場合には安心であります、さて次にお尋ねしたいのは、先ほども中村君もちよつと尋ねておりましたけれども、四条の一項の一号、二号、三号、これに該當しましてこういう規制を受けるということになりませう場合には、この処分を受けた後にも反対、賛成が非常に……この前の熱海の我々の中央委員会のおきにも、反対、賛成で二日くらい揉みまして、相當激論の末採決をしてきまつたわけ

す。票を読んでも見ると、長年のちよつとの経験を活かしますと、この票の構成はこういうふうになつてでき上つたものだといふことは、幾ら秘密投票をやつても大体においてわかるものであります。そういうことを立証した場合におきましては、そういうことを公安審査委員会において十分陳述したり、証拠を提出することは争ひ得るものであります。その点についてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(關之君) お尋ねの通り、一切の眞実を明らかにする人証、書証といふものが提出されて審査の対象になるものとなるのであります。

○菊川孝夫君 公安審査委員会において審査をされる場合におきましては、当然本人が、そういう訴えをする連中が証人を呼んでもらいたいといふやうなときに、これはどうも不利である、審査の過程において不利であるからして、一遍証人を呼んではつたりしてもらいたいといふやうなことを申請した場合には、そういうこともなし得られるのですか。この点について或る程度……

○政府委員(關之君) お尋ねのことは勿論十分にできるわけでありませう。これはこの法案の立て方は、第十条以下にその点に関する規定が設けられてあるわけでありませう。すべてさうなことは公安調査庁における審理官が相手方団体の一切の弁解を聞き、一切の有利な証拠の全部を伺つて、そしてそれを審査委員会に送り込むといふことになるわけでありませう。従つてその手続過程におきまして、さうなことは十分にできるというふうに見えるのであります。

○菊川孝夫君 そういたしますと、この規制を免れた者、いわゆる反対、賛成どちらにいたしましたも、反対側に立つた連中でのこの規制を免れた者は、その人たちだけで第二号の機関誌の発行等につきましては、これは別に名前を変えなくてもどん／＼発行できるのではありませんか、その点について……。

○政府委員(吉河光貞君) これは団体の活動といたしまして、機関誌紙によつて暴力主義的な破壊活動が行われたという事実、更にそれに継続又は反覆して、将来暴力主義的な破壊活動の虞れがあると認められまして、機関誌紙の発行が禁止されたという場合におきましては、もう団体のその機関誌紙は発行できない立場になつております。それ以外の活動はできるわけです。

○菊川孝夫君 そういたしますと、仮に我々ならば、労働委員会ですから労働関係のことを特にお尋ねしたいのですが、一旦こういう六カ月を超えない期間を定めて禁止を受けましたといひましたとしても、大会等を開きまして、先ほど申し上げましたように、前の大会の決定で教唆、煽動等に関わつて規制を受けたけれども、併し第二回目に開いたときに、幸にして前の大会の決定が覆えられた。従つてもうその処分の必要がなくなつて、今度は機関誌紙も違つた方向で以て、今後は組合運動も進めて行くということになつた場合に、この解除につきましては、この六カ月の間、最高六カ月であります、その期間が過ぎるまでは、これは何ともしようがないものであるか。というの、何々組合の何々新聞というふうにきまつて長い間やつて来ておる。それは六カ月間発行停止になつておるその期間の

過ぎるまでは待つてゐるよりしようがないからその途中においても、大会の決定等があつた場合には訴えまして、そうしてこれはそのときは裁判所に訴えて仮処分等を申請する以外に方法はないのか。公安審査委員会へ再び訴えてこれが解除方を申請するといふような行き方は保証されておるかどうか、この点について一つ余り細かいことは、特審局長、僕はあなたにいやがらせの質問をするのじやなしに、私たちが具体的にやつて来た場合に、あのときにあつたわけなんだ、實際問題としてあつたから、将来、今ある組合はそういうことがあるというのじやないが、又あつたときはそういう状態にならんとも限らないからお尋ねするのであつて、誤解のないようにはつきりと記録に残しておいて頂きたい。

○政府委員(關之君) 御説明の場合におきましては、勿論この規制の基準といたしましては、「そのおそれを除去するために必要且つ相當の限度をこえてはならない。」ということに、これは四条に、法律に定めた要件になるわけでありまして、従ひまして六カ月を四カ月にするか、或いは二カ月にするかどうか、これは、この一つの条件をどういうふうに危険性を評価するかという問題になるわけでありまして、さうな点は裁判所に訴えて十分に審査を求めまして、変更を求め得るものと考へております。

○菊川孝夫君 そうすると、もうこれは裁判手続によつてやる以外には、公安審査委員会のほうでもう一遍、こういうふうな決定が違つたのだ、処分を受けたときとはこういうふうな決定が違つたものであるから、更に審査をし

てもらいたいとか、或いは調査庁長官のほうでそう申出たような場合、調査庁長官はそういう申請をなし得るものであるか、要求をなし得るものであるか、この請求があつた場合にのみ行ふということになつておるが、これは逆の場合に、もうこういうふうな方向は、變つて参つたのだから、再びこれはもう軽く直してやるようにという請求もこの公安調査庁長官がやり得るものかどうか、こういう点を一つお伺ひしたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 一応これこそ、私からと申しますか、この問題は先にたしか伊藤委員からも御質疑がありまして、十分研究の上でお答するといふことのお約束しておるわけでありまして、従ひまして政府としての意見はきまつておりません。私の、ということをお許し願へるのならば、これは行政処分でございますから、本人の有利の変更は可能ではないかと考へております。併しこれはいづれ結論を集めまして又御答弁申し上げます。

○菊川孝夫君 大体これで。
○委員長代理(伊藤修君) それではこれで労働委員会の発言の申出では全部終了いたしました。従つて法務並びに労働の連合委員会を以て終了することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長代理(伊藤修君) では連合委員会はこれを以て終結いたします。

本日はこれを以て散会いたします。

午後三時八分散会